

第二回負傷者審議會報告

出席者 四名

現場側より 二名

審議員側より 二名

負傷者 製線方工手 ○野○平 明治十八年三月一日生

雇入年月日 明治四十年十月二十六日

負傷年月日 昭和四年七月五日午前八時十五分

負傷の場所 ダイス工場、ボール盤機

本人出勤時間 午前六時

負傷の程度

左第二指挫傷の外第一指爪節挫創及第一指第三指第四指第五指共中關節挫傷腫脹を呈し居たるも目下特記すべき機能傷害なく第二指は喪失全治せり

工手の職務

工長の上位を占め上司の命を受け各受持の作業に従事し且工員を指導監督とす（工長使用規定）

負傷の動機並業務外と認むべき事由

人事方各現場員立會の上本人に質したる處「作業用具入れ鐵製道具箱の南京錠の鍵を

負傷數日前失ひたることとて古い鍵を修繕し錠を開けて見たならば幸に開いたから豫備錠が無いと又後で紛失したる時に困ると思ひ其れと同様の鍵を作る際誤つて負傷した。現在は直した鍵を使用して居つて作つた鍵は捨ててしまつた」との回答なり然共現在本人が所持する古き鍵を検査するに修繕したる箇所なく、事實は紛失せるにあらず一時見失ひたるも後發見せられたるものの如く現在も其鍵にて何等差支なく役立ち居る所より見るも鍵を忘れたと思ひし際豫備に作る氣になり、作業時間中にも拘らず業務外の仕事に従事したるものにして明かに業務上の仕事と見るべき餘地を持たざるものとす。

加之同鍵は價格僅か八十錢のものにして請求次第給與すべく調度係に常備するものなるに於ておや假令負傷せず其の目的を達したりとするも斯る行爲は看過し得ざる不都合の行爲にして、職務怠慢の事實を覆ふこと能はざるものとす、斯く何れの點より見るも業務上の事由を毫も見出し得ざるを遺憾とす。

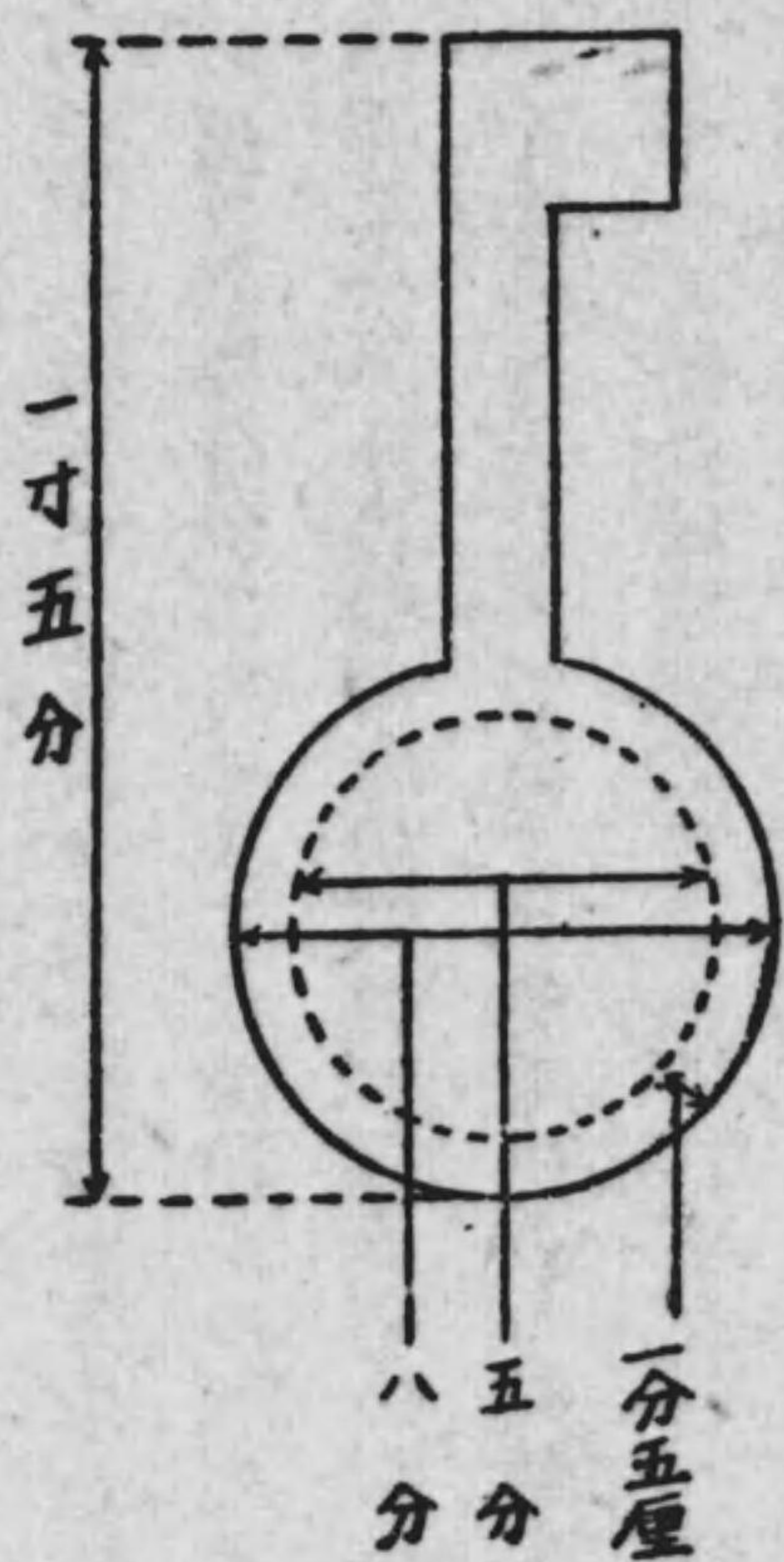
負傷の原因

鍵製作に關しては負傷の前日鐵板（厚さ五厘）を長さ一寸五分、幅八分のものに切り取り翌朝六時に出勤して大部分出來たれば之に紐を通す孔を明けむと「ダイヤ」工場

に至り「ボール盤」を使用せんとしたるに、それに径五分の大錐が填込あるを意識しながら如何に思ひ付けむ其の小さき錐の柄部径八分の面に「押へ具」を用ひず剩さへ手袋を着用したる儘左手を以て押へ「ボールリング」を卸したることより直に手袋が錐に觸れ捲付き左手を喰込まれ其の悲鳴を聞き後方にありたる組長は「ハンドル」を踏み機の運轉を止めたるものなり、當時幸ひにも調帯は延び耗りたるものとして傳導力弱かりし爲上記の負傷の程度にて事済みたるも傳導力威大なれば手袋の儘喰込まれ指は愚か手其他に迄及び不感の重傷を免れ得ざりしものなり。

重大なる過失と認むべき事由

上述の如く径八分の面（圖の如きもの）に径五分の錐を使用せむとせば周囲の差一分五厘の餘地を残すに過ぎず一方錐の力は其の大小に正比例し強大となるが故に径五分の如き大錐にありては錐の柄を押へたるのみにては「ボールリング」不可能なるを以て一分五厘の僅少なる部分を押ふることとなり必ず「押へ具」を取付け操作すべきものにして手を以て押へ操作することが使用法を無視したる行爲なるに手袋着用の際之を押ふるに至つては工場法施行令第七條の二に規定する重大なる過失ありと認めざるを得ざるなり、或は同職工は「ボールリング」の使用法を知らざりしものと辯護する者あら



んも工手として之を使用する以上其の使用法を知らずとは爲し難きも假に一步を護り

眞に使用法を知らずして過つて負傷したるものとせば重大なる過失の點は免ると雖も其の負傷が業務上の事由に因るや否やは重大なる問題として存するものなり。

右の事由に基く所として本件の負傷に對しては責任を取らざるを以て正當と爲すと決議す、乍然法の解釋上當所が責任を取り扶助料を支給するとせば傷害の程度正しく當所工員扶助規則第六條第三號に該當するものにして本人の日額四圓の百八十分日分即ち七百二十圓を給付すべきものなり。

答 當該行爲が業務上の行爲であるか否かに付ては、作業用品の製作は當事者の動機が業

務の爲にせんとする善意に出たものである限り業務上の行爲と看るを通常とすべく、次に當該行爲が重大なる過失であるか否かに付ては「ボール盤」使用に關し「押へ具」を使用すべきこと、及び手袋を着くべからざることが當該工場に於て明白に指示せられ、

(揭示注意其の他の方法に依り) 且一般に遵守せられて居るに拘はらず、右の指示を知つて之に違反した場合に於ては重大なる過失と認むべきであるが、然らずして單に通常の注意を缺くと言ふのみでは重大なる過失と認め難い。

問 鋸鋸詰作業場内に於て昇降機に依り鋸鋸詰を上昇し、自動的に運搬籠に落下したものを殺菌釜に搬入すべき勞務に従事する者が休憩時間中就業時刻一、二分間前任意に作業場内に入つた際偶々自己の分擔する以外の昇降機傳導用の調車が脱してゐることに氣付き、自己の業務と相關聯せる處から自發的に手を以て之を調車に裝嵌せんとした途端調車に捲揚られ高部車輪、梁材に強打せられた爲め重傷を被り三時間後遂に死亡するに至つた。かかる場合は假令其の行爲が分擔外に涉るものと雖も業務に對する善意的な措置に出たる場合であるに於ては業務上の死亡と認むべきものの如くであるが、一面勞務者の作業の方法範囲は確然區別がある所からして業務上の統制を紊す虞なしとせず、故に之を業務外として措置すべきものとも思料せられるが如何。

答 かかる場合は當然業務上の死亡と認むべきである。
問 就業時間中喫煙を禁止せられてゐる造船職工が、造船中の船體外側に足場取附作業中に私に船内に立入り休憩喫煙中を偶々巡視せる守衛に發見せられ、其の取調べを受けるに

際して手頸胸襟をとられた爲め之を振切り逃亡せんとした途端、高さ四十三呎の甲板より地上に顛落死亡するに至つたが、かかる行爲は業務外に互る行爲であつて而も工場の保安内規に違背するので之を業務上の死亡と認めないか、又は假令作業中勤勞時間を偷み喫煙したとするも就業時間と就業規則違反に依る懲罰とは別個の問題と爲し、繼續した就業時間中に於ける行爲として業務上に因る死亡と看做すべきであるか。
就業規則抜萃

第四十五條 構内ニ於テハ焚火其ノ他業務外ノ火氣ヲ禁ズ、喫煙ハ休憩時間中指定ノ場所ニ於テ爲スコトヲ要ス
第六十二條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ譴責又ハ日給二分以内ノ減給ニ處ス情狀重キモノハ五日以内ノ停職ニ處シ又ハ直ニ解雇スルコトアルベシ
十二、禁止時間中又ハ禁止ノ場所ニテ喫煙シタルトキ

問 製絲工場の職工が「セルブレン」試験材料蒐集の爲め再操作業場に入つて「セルブレン」に羽織の裾を當て或は下げ髪を當てて之を捲かしめんと惡戯を爲し、同僚の注意をも顧みず悦に入つてゐた際遂に頭髮を捲込まれ頸椎骨折して即死するに至つた。

右は全然故意に出たものであつて業務上の死傷にあらずと思料せられるが、無用なる「シャフト」の突出部を存し而も格別之に危害豫防の装置なき等工場主の施設に缺陷ありと認められる爲め、業務上の死傷であるか否かに付いて些か疑義があるが如何。

答 業務上の死傷と認め難い。

問 某鐵工場に於て試みに職工へ矯正機を操作せしめたところ、其の作業段取中に廻轉せる「ロール」面に塵か油か不明な附着があるのを發見せるも作業上には何等差支なきものと思ひながら、之を取除けやうと手袋をした右手を危害豫防装置の金網の下方から「ロール」に向けて差出した途端、手袋の端を喰はれて遂に手を引く間もなく負傷した。此の場合業務上の負傷として取扱ふべきか否か。

工場主側の陳述

一、本人は性來輕卒の傾きがあり、平素の態度より考察するに一つの好奇心から何氣なく廻轉中の「ロール」に觸れて見度き衝動に馳られ、斯る結果を招いたのではないかと思はれるのみならず

二、當時「ロール」面に附着物を認めたと云ふが之も事後に於ける理由ではないかと想像せられ負傷者の供述には信を措き難い

三、従つて負傷者の供述を採用した判定は失當の嫌ひがある。

意見

職工の供述を反證するに非ずして、單に想像的の事由を以て負傷者の供述を直に否定せんとするが如きは採用し難きのみならず、本件の負傷に付ては其の當時附近に居合したる者は何れも他の要務に服し傷の原因、狀況等を目撃したる者一人もなく、全く本人の申立を信する以外になく負傷者の年齢（當十八年）より考へるに突差の場合虚言を弄したるものとも考へられざるに付曩に回示したる通り業務上の負傷と認む。

答 見解の通りである。

問 被保険者が健康診断に於て偶々當工場被保険者にして受検中、背筋力測定に際して腰部を捻挫し爾來休養して療養に努めてゐたところ、右災害は業務上の災害に非ざるものと思料せられるも異説をなすものがあり聊か疑義があるが如何。

一、昭和七年十二月七日當縣保険課員當工場に出張當工場被保険者の健康診断を爲せり
二、當工場は従業中の職工を順次交替せしめて受検せしめたり
三、右受検中一職工背筋力測定の動作中測定器引上げの際急激に力を出したる爲腰部を捻挫し其後今日に至る迄休業治療を繼續し居るものなり

右事實に對して業務上の災害にあらずとする説は「前記傷害を負ひたる職工の動作は何等工場の作業に關聯なく工場當事者の該負傷者に對する直接的受檢の指示は健康保険課員の委任によりなしたるものと看るべく、受檢中の時間は作業時間の中斷にして作業時間の延長と看るべきものにあらず」とするに對し、業務上なりとするものは

「動作は業務と直接關係なきも右受檢時間中の賃金は何等の歩引することなく支拂はれたるは即ち作業時間の延長と認むべく又受檢せしめたるは工場當事者の指示したるものなるにより當然業務上の災害とすべきを正當とす」と謂ふにあり

答 右の災害は業務上の事由に因らざるものと認むる。

問 甲工場に於て管轄外の某地の乙工場より汽罐の注文を受け之を製作せり、依て工業主は職工を引率して乙工場に赴き右の汽罐を組立中職工の一人が鐵板の「カエリ」を伸べる爲め「ハンマ」を使用中之を打損じた爲め「ハンマ」の破損で左眼を負傷するに至つたが、斯くの如き出張作業の場合に於ても甲工場の工業主は扶助の義務を負はねばならぬか。

答 職工の扶助に關する工場法第十五條の規定中「業務上」とは「職工が工業主の指揮監督の下に勞務を遂行する爲」の義と解すべく、而して其の字義に就き法第一條との關係

上或は工場内の事故にのみ適用あるが如き疑なきに非ざる法第一條の規定は、工場法の施行の範圍を場所的に制限する趣旨に非ずして工場法に依り制限を受ける工場、換言すれば工場法の制限を受ける工業主及び之に依り利益を受ける職工の範圍を定めたものに過ぎないので、工場法第十五條の所謂「業務上」は敢て當該工場區劃内に生じたことを必要とせず、苟も工場法の適用を受ける工場の職工の爲す仕事は工業主の指揮監督の下に爲すべき義務に關する限り工場の内外を問はない。本件に於て職工が汽罐の取附作業に従事したことは其の工業主の指揮命令に基くものであるから、之に因つて生じた負傷は法第十五條に謂ふ「業務上負傷し」に該當し、従つて甲工場の工業主は其の扶助義務を負ふべきである。

問 工事の下請を爲した工業主が自己の使用する甲職工をして其の勞役作業のみを千九百七拾圓で請負はしめ、甲は工事現場へ出張作業に従事中アセチレン瓦斯の爆裂に因つて死亡するに至つた。然るに工業主は下請負人であるとして職工としての取扱を爲さず、職工名簿には當時解雇せる旨記載してゐた。然しながら工業主と甲との間には相當金額の工事であるに拘らず契約書又は請書を取交した事實がなく、一方健康保険法の被保險者として死亡當時まで保険料を納付し埋葬料を受領せる事實があり、而して其の間の事

情を調査するに

- 一、職工名簿に解雇と記載せる時期は死亡後であるか否か明らかでない。
- 二、同工事には甲の外職工名簿に記載されたもの三名が終始出張作業しつづつあつたが解雇とは爲つて居らない。
- 三、一般鐵工業の慣例は千圓以上に亘るものは假令職工と雖も請書又は覺書を徴する模様である。
- 四、保険料の納付は關係事務一切を乙職工に一任してゐたものであつて工業主は直接關係せず、乙は當時資格喪失の届出を爲さんとしたが甲が工場現物に被保險者證を持参してゐて返納するやう督促せるも返戻しない爲め、保険料納付期間の關係上已むを得ず一時立替納付せるものであつて全く乙の錯誤に出たものであると主張す。
- 五、工業主と元請負者との契約書には元請の承認を得ないで本工事を他人に譲渡することを得ない旨の記載があるも、工業主が甲に請負はしめた勞役作業に付ては何等承認を受けた事實なし。
- 六、同契約書には尙下請負者は常に工場現場に指定責任者を派出することと記載してあり、元請の現物監督は甲を其の責任者と認めて來たと主張してゐる。

扶助に關する
權利の拋棄

以上の如き事實より察するに假令工場外の請負作業と雖も職工として取扱ふべきが至當と思料されるが如何。

答 工事現場に於ける作業が平常當該工場に於て爲す業務と性質上密接なる關係を有し出張作業中と看られる場合には解雇の手續の有無に拘らず右工場の職工として取扱ふべきである。

問 現實に發生せる扶助債權は一種の私權であるから、權利者に於て之を拋棄することは自由であつて何等差支ないが、災害發生後に於て將來に對する扶助（負傷未治解雇の際其の後の扶助）を拋棄することの契約をなすことは扶助請求の權利を豫め拋棄すべき契約に屬し、當然其の効力を有せざるものとして取扱つて差支ないか。

答 見解の通りである。

問 扶助の受給權は契約を以て豫め之を拋棄することが出来ないか。

答 拋棄することは出来ない。

問 請負業者が工場擴張工事を請負つたため、其の使用する職工及び人夫が當該作業場で其の作業に従事中負傷した場合の扶助義務は請負業者が工場に於て規定する扶助規則に依り扶助すべきものであるか。

契約に依る扶
助權の拋棄

請負人夫が負
傷した場合の
扶助義務者

答 工業主に於て扶助する義務はなく、又請負業者は何等當該工場に規定する扶助規則に
羈束せられることはない。

問 學校舎の修繕工事を請負た製材工場主より更に其の一部を下請した大工が、其の請負
作業に従事する爲元請負人の工場に於て製材作業中、其挽材が反撥し中腹部に衝突死亡
したが、右の事情を調査するに該工場は製材部と木工部とに分れ、死者は嘗て臨時職工
として該木工部に就業したことがあり、現在は他の製材工場に於て就業してゐたもので
あるが、此度死者外一名は元請負人より板戸六十二枚の仕上を九十五圓で下請負をな
し、而して該工場の木工機械並に該工場たる元請負人の供給する材料を以て同工場に於
て隨時作業をなし、二週間内に完成するとの契約で當日早朝より作業を初めたものであ
るが、災害當日は祭日であつた爲め製材部の一般職工は正午より休業し動力の運轉も止
めてゐたが、死者は請負つた材料中の框が不足であるといつて午後三時頃單身製材室に
入り、勝手に製材機を運轉して框を挽かんとした際其の反撥に依り斯かる災害を生ずる
に至つたものである。

右の如き下請負人は該工場の職工として工場主に扶助の責任を負はしむべきものである
か否か些か疑義があるが如何。

答 當該工場の職工として取扱ひ扶助に關しては工場主に義務がある。

問 工場法施行前業務上の疾病に罹り同法施行後引續き工場に出勤して居る者に對しても
工場法施行令第二章の扶助を爲すべきであるか。

答 工場法施行前業務上の疾病に罹つた者には扶助の義務はない。然しながら工場法施行
後未治癒の者を引續き使用する場合は扶助の義務がある。

問 工業主が自ら保険契約者となつて保険料を支拂ひ、職工を被保険者として傷害保険の
契約を爲した場合に於て、職工が負傷し之に對して保險會社が保險金額を支拂つたとき
は工業主は工場法に依り、職工又は遺族に支拂ふ療養費又は扶助金額より右の傷害保險
金を控除することが出来るか。

答 保險會社より職工に支拂ふ保險金は工場法第十五條に依る扶助金ではない。又民法上
損害賠償でもないから扶助金額より右の金額を控除することは出来ない。

問 工場主が工場法に依り職工の扶助を爲す爲めに蒙る損害（即ち扶助金を支出）を填補
せんがため之れを目的として一般損害保險の如く工場主自ら被保険者となり職工の身體
に普通傷害保險團體の契約を爲し、團體員が負傷したときは工場主が支拂つた扶助金額
を限り保險會社より保險金額の支拂を受ける傷害保險契約を爲すことは差支ないか。

生命保険に加入せしめた場合

答 質問の如き保険契約は傷害保険契約と認められることは出来ない。

問 職工を被保険者として工業主を契約者及び保険金受領者とし、傷害保険又は生命保険に加入せる場合職工の負傷又は死亡に因り、工業主が受領した保険金を以て傷害扶助料又は遺族扶助料に供し得ることが出来るか。

答 工業主は保険金を以て扶助料に充當することが出来る。但し金額が扶助料金額より小類であるときは工業主は其の不足額を負担しなければならず、保険金の支拂が遅延する場合に於ては工場法に基き遅滞なく自ら扶助料の支拂を爲さねばならぬ。

問 甲の工業主が事業経営中扶助を要すべき事故が発生して扶助を爲しつゝある途中、其の事業を乙に譲渡せる場合、右の扶助を乙に於て繼續して履行すべきことを甲と特約した時は勿論、特約がなかつた場合と雖も、斯くの如き公法上命ぜられたる義務は當然繼承工業主に於て之を履行すべきものと思料せられるが如何。

答 會社の合併、相續等事業を包括して繼承した場合に於ては扶助義務も當然繼承すべきであるが、其の他の事業を譲渡した場合に於ては、繼承者に於て明示又は默示の意思表示を於て扶助の支拂を引受けるときは引受者に對して扶助を請求し得るが、舊事業主は之を以て扶助の債務を免れるべきものでなく、扶助の義務は工場法上移轉することは出

工場を譲渡した場合は扶助義務者

醫師が全治の見込なしと診断した場合

来ないのである。

問 職工が業務上の外傷に因り関節炎を起して治療中なるも醫師は將來治癒の見込なしと診断した場合扶助に關し、(一)は現今の醫學上治療の方法なく且つ將來治癒の見込なしと診断したときは之を治癒に準じて考察し其の程度に應ずる障害扶助料を支給すべしとし、(二)は滿三年に達する迄の休業扶助料と打切扶助料とを支給すべしとの二説があるが何れを採るべきであるか。

答 右は障害扶助料を支給すべき場合と異り、假令治癒の見込なき場合に於ても工業主は之が療養に關し最善の措置を施す義務があり、療養給付又は療養費を支給しなければならぬ。且つ當該疾病の爲め休業したときは休業扶助料を支給すべきであつて、三年を経過したときは打切扶助料を支給し以後扶助の義務を免れることが出来るのである。

問 工場法施行令第五條に「職工負傷し又は疾病に罹りたる」とあるは、業務上の負傷又は疾病に限るか又は業務に基かざる場合をも包含するか。

答 業務上負傷し又は疾病に罹つた場合に限る。

問 業務上の理由に依り頸に打撃を受けた爲に四肢の麻痺を起すに至つた。依つて「ワツサーマン」反應の有無を検査するに陽性である爲に「サルバルサン」注射を行ひ、之が

負傷疾病の意

注射に要した費用の負擔

驅療法に依り或程度迄四肢の麻痺は治癒したが、頸部に於ては障害を残すに至つた。之に對し工業主は業務上の疾病として療養の給付、休業扶助料、障害扶助料の支拂を爲さねばならぬが「サルバルサン」注射の費用のみは療養の給付中より之を除外することが出来るか。

答 令第五條に所謂「療養ニ必要ナル費用」とは業務上の疾病の療養に必要な一切の費用を謂ひ、業務上の疾病と關係のない疾病の費用は含まないのであるから「サルバルサン」注射料の如きは工業主に於て支給する義務は無い。

問 業務上の傷病者の入院中に於ける食事費の負擔の歸屬は如何。

答 右に關しては從來實際の慣習として之を本人の負擔とするものが尠くなかつたが、今後は總べて左記の方針に依つて處理すべきことになつてゐる。

鑛夫勞役扶助規則第十八條及び工場法施行令第五條の「其ノ費用ヲ以テ療養を施シ又ハ療養に必要ナル費用ヲ負擔スベシ」とは、負傷し又は疾病に罹り之を治癒せしめる爲に必要な費用を事業主が負擔すべきことを定めたものである。故に入院に依り必要となつた費用の一切を負擔すべきものであつて、入院の爲に必要な旅費等を負擔すべきは勿論入院に依り通常増加すべき食事の費用は之を負擔しなければならぬ。従つて從來寄宿舍

入院中の食事

又は合宿所に收容せられた者に付ては其の者の支拂つた食費額と入院中の食事費用との差額は事業主の負擔となるのである。而して療養に必要なりとは客觀的に決せられるべきものであつて、單に職工又は鑛夫の希望に依り決せられるべきものではない。故に入院中の食事費用であつても治療に必要な以上に當該職工又は鑛夫の嗜好とか希望に基いて増加したときは、其の部分は元より事業主が負擔を強制せられるべきものではない。

問 健康保險組合の設立工場に於て、業務上負傷せる職工を温泉に轉地療養せしめた際健康保險法施行令第七十七條に依り療養費として入浴料及び滞在宿料（蒲團代、室代）は支給するが、昭和二年五月三十日附保理第二一六三號及昭和二年九月十二日附保理第七八〇號に依り食費は含まないので之を支給せず。然るに健康保險法に依る支給期間たる百八十日の經過後工業主に於て工場法施行令第五條に基き療養費を支給する場合は從來より轉地療養に要した宿料、入浴料、食費等實費の金額を支給してゐたのである。

然しながら同一工場内に於て、健康保險組合に在つては食費を支給しないに拘らず、工業主に於て之を支給するときは支給を受ける職工は異様の感を抱き、且又療養の扶助に當り工場法と健康保險法と差異があるべき筈である。工場法施行令第五條に依れば「……療養を施し又は療養に必要な費用を負擔すべし」とあるが、轉地療養に必要な一

温泉で療養せしめた場合

切の實費を負擔し食費をも支給すべきか否か此の點如何。

答 工場法施行令第五條に基く扶助に付ては、健康保險法に依り給付がある場合は保險給付の限度に於て工業主は扶助義務を免れるものであつて、従つて療養に關し健康保險法に依る療養の給付がある場合と雖も保險給付の範圍外とせられ、然も療養に必要な費用があるときは當然工業主に於て之を負擔すべきものとせられてゐる。而して入院或は轉地療養中通常増加すべき食事の費用は工業主の負擔となるべきは勿論である。

問 工場法施行令第六條の休業扶助料は、工場に於て休日には賃金を支給しない旨を定めてゐる場合に於ては療養中の休日に相當する分に限り之を支給しなくとも差支ないか。

答 休日と雖も支給すべきである。

問 某工場に於て職工が業務上負傷したので當日は休業して（賃金全額支給）其の翌日出勤し、作業に従事したが三時間就業した後勞務に堪へずして休業した。右の工場は賃金の支給に關して十時間制を採用し一時間を單位として賃金を計算してゐるので前記三時間の賃金は休業扶助料の額より少額である。此の場合に於ける休業扶助料の支給は前記實働三時間に對する賃金を支給し、賃金日額より之を控除した其の殘額に對して休業扶助料の支給率を乗じた金額を支給すべきであるか。

答 工場法施行令第六條は休業扶助料支給の割合を示したものであつて、必ずしも全日休業したことを要せず、一日の中に就業した時間と休業した時間とがある場合には其の休業せる時間に比例して休業扶助料を支給すべきである。

問 某工場に於て職工扶助規則中に「職工業務上負傷し又は疾病に罹り療養の爲勞務に服すること能はざるに依り賃金を受けざる時は職工の療養中日給額と傷病手當金の差額を休業扶助料として支給す」と規定してゐる場合、從來の規定に依る百分の六十以上の休業扶助料は月給、休業手當、食事の給與等と相違し、健康保險法施行令第八十五條の勞務に對する報酬と見做さず標準賃金の百分の六十の傷病手當金を支給し來つたが改正の結果百分の六十と限定されたので百分の六十を超える休業扶助料例へば日給額標準賃金共に一圓の職工があるとすれば一圓の百分の六十に當る六十錢の休業扶助料、即ち傷病手當金（健康保險の被保險者と假定）の差額四十錢は休業扶助料に非ずして休業手當と同一に解釋して差支ないか。或は「百分の六十」と改正されたが該百分の六十は休業扶助料の最低限度を規定されたものと解釋し、扶助規則に何等變更を加えないで從來通り日給額と傷病手當金の差額を休業扶助料と解釋して差支ないか。

答 日給額と傷病手當金の差額を以て休業扶助料と解釋して差支ない。

問 或職工が業務上の理由に依り打撃を受けて歯牙一本を失つた。工業主は之に對し義齒を以て補へば言語咀嚼に大した障害を認めないと主張する場合、此のやうな場合障害扶助料を支給する必要があるか、若し障害扶助料を支給する必要があるとすれば義齒は通常二、三年にして之が取替を必要とするから、此のやうな場合には再發と認め再び義齒の補填を爲さしめるべきであるか。

答 業務上の負傷により歯牙を失ひ義齒を以て之を補ひ、言語、咀嚼に對する機能其他に何等の障害を認めない場合は障害扶助料を支給する必要はない、義齒が補填を要する場合には再發を認めて差支ない。

問 某職工は昭和二年八月十一日工場内に於て製材に従事中丸鋸で右手拇指、示指、中指の全部及び環指の第二節以上を切断し、且腕關節運動の自由を失ひ治療中であつたが、昭和三年二月六日健康保険法に依る治療期間が満了したため、爾後工業主に於て治療を加へ同年六月二十五日創傷は治癒したが、負傷當時主治醫が鎮痛の處置法として「パントポーン」の皮下注射を行ひ今日に及んだ結果其の中毒症狀を呈し、若し一日でも中止するときは意識不明に陥り且傷面に甚だしく疼痛を覺えるので毎日二回宛注射を行ひ今尙繼續せる状態である。而して工業主は創傷の治癒後醫師の創傷治癒の證明書に基き工

場法施行令第七條第三號該當の障害扶助料を支給し、同年七月十五日本件の職工に對して豫告解雇を爲し其の後注射料金の請求を拒否した。

本件は主治醫の證明する所に依れば「パントポーン」注射は本件の手術上避くべからざるものにして、それに基因する中毒症狀は尙當分治癒すること能はざるものである。従つて「パントポーン」注射は本件の負傷に關聯せるものであつて中毒症狀の治癒しない限りは未治癒として取扱ひ、療養費及び休業扶助料を引續き支給せしめ、三年間治癒しない場合は工場法施行令第十四條に依り打切扶助料を支給すべきものと認められるが、工業主側の言ふ所は本件の創傷は既に完全に治癒したるものにして鎮痛劑たる「パントポーン」に依る中毒症狀は本件に關係なきものと主張し、創傷治癒後の注射料の請求に應じないが斯かる場合は何れにより取扱ふべきであるか。

答 負傷治療のため藥品を使用し延いて之に依り中毒症を惹起したものとすれば中毒症狀は負傷と因果關係を有するものであつて、之に對し引續き扶助を爲す必要がある。尙又本件に於ては注射をしなるとき疼痛を覺へるのは負傷そのものも未だ治癒してゐないものと解すべきである。

問 職工が作業中負傷し右腓骨下端骨折を來して治療の結果骨癒合部に些少の隆起を認め

る程度に於て治癒した。然るに今尙ほ長時間歩行するときは該患部の疼痛を感じ歩行困難に陥る場合がある。右の骨癒合部に些少の隆起を認めるは之を障害を貽したものと認むべきか否か。

答 長時間の歩行に困難を感じることが未だ歩行に慣れない爲めと認められる場合には骨折治癒後骨癒合部は些少の隆起を認むる程度であることは障害を貽したものと解さない
問 某工場の職工が砂處理機「コンベヤ」に依り作業中過つて足を滑らし、同機齒に捲き込まれて右足外側を粉碎し、添付略圖の通り身體障害を残して治癒したが、斯かる場合障害扶助料は何級に相當すべきであるか。



第四第五趾ヲ失ヒ甲ノ一部ヲ失フ

足の買傷と該等級

火傷と該等級

答 十級の八を準用して取扱つて差支ない。

問 某工場に於て鑄鋼作業中熔湯が「ユトリベ」より噴騰し職工の腹部及び両手に飛び來つて火傷したが、療養の結果両手の負傷は全治したが左下腹部に直徑約二十釐の圓形のヒダを残し流汗に對しては疼痛を訴へるのみならず、局部的に知覺を失つた障害が残存する事實があり、障害扶助料支給に付ては身體障害等級及び障害扶助料表中には本障害に該當すと認められる適切な事項がなく、工場法施行令第七條第四項に依り相當の障害扶助料を支給することを至當と認めるが、斯かる場合は何級に相當するか。

答 身體の露出面でない部位に於ける醜狀癍痕は身體に障害を残したものと認め得ないが本件の如く癍痕部に疼痛及び知覺異狀の存するものに付ては第十二級の十二に該當するを以て之が扶助に遺憾なきを期さねばならぬ。

問 職工が重大なる過失に因つて負傷し、又は疾病に罹り、且地方長官の認定を受けた場合は工場法施行令第七條の二の規定に依り「休業扶助又ハ障害扶助料ヲ支給セザルコトヲ得」とあり、即ち此の場合工業主の免責範圍は休業扶助料か又は障害扶助料か何れか一方のみの免責規定にして、例へば休業扶助料を支給せざる場合其の負傷又は疾病が障害を貽したときは障害扶助料の支給を要し、反對に休業扶助料を支給したときは障害扶

重大過失に因る否

助料の支給を要しないものとも解せられるが、社會局編「改正工場法規ノ説明」に依れば休業扶助料及び障害扶助料共に工業主の責任を免除し得るとあり、右は法文の「又ハ」の意義を「及」と同意義に解すべきや或は其の何れか一方のみの免責規定と解すべきか將又例示的のものとして解すべきか、本來の字義より解すれば「又ハ」は何れか一方のみを指すものと解するを至當と認めらるゝのみならず、業務危険の原則を貫徹する精神にも合致する様認められるが此の點如何。

答 工業主の免責範囲は左の通りである。

- 一、休業扶助料の一部又は全部
- 二、障害扶助料の一部又は全部
- 三、休業扶助料の一部又は全部及び障害扶助料の一部又は全部

問 一、製材所の貯木場に在つて原木の運搬及び選別等の業務に従事する職工を人員の都合に依り、工場内で製材及び残片等の假結束を爲し之を運搬すべき業務に従事せしめたる所、約三週間経過した後結束用の藁繩を両手で握り左右に張つて運轉する圓鋸横切機で切斷せんとした爲め、繩と共に右手を捲込まれ鋸齒に觸れて示指及び中指に負傷し、治療の結果示指一本を切斷するの止むなきに至つたが、製材残片を結束するには

常に古繩を使用するを通例とし適度の寸尺に切つたものを毎朝供給して居たにも拘らず、本人は更に新しいものを使用せんとし且つ製材鋸機には一切觸れる必要がない業務であるのに敢て之を使用し、藁繩の如きものを圓鋸機で切斷せんとしたことは本人自らの重大なる過失に依つて招いた負傷と認められるか。

一、第一の場合には製材の業務に従事した経験のあるものであるが、若し全然製材の業務に経験のない者が第一の如き経過で負傷した場合は如何。

答 當該行爲は第一及び第二の場合を通じ若し其の工業に於て工業主が製材残片の結束に必要な施設（古繩の充足、古繩切斷に用ゆる刃物の備付）を爲し、且つ斯くの如き場合に於ける圓鋸機の使用を嚴禁し一般に勵行せられてゐるにも拘らず、敢て之に違反したものであるから重大なる過失と認められるが、然らずして單に通常の注意を缺くと云ふのみでは重大なる過失と認め難い。

問 某工場に於て汽罐士が勤務中友人三名と汽罐室の休憩室に於て飲酒し（酒約一升五合、負傷者は約六合位）を飲酒、記憶を喪失する程度に泥酔して更に酒氣の餘勢から附近の料亭に行つて會飲すべく自動車と呼寄せ自動車の來た通知に接したが、泥酔しては居ても職務に對する責任感より浴場に送給せる蒸汽のバルブを閉止すべく、不調な足取りで汽

罐上に昇り操作を終つて降下せんとして汽罐に架した梯子を下る際、其の中途より地上に顛落して肩胛部及び下腿部を打撲し、打撲に依つて脳出血を誘發し右半身不全麻痺症に罹つたが、右の如く負傷者は作業中に飲酒、泥酔したものであるから本件傷害は重大なる過失として認定して差支ないか。

答 見解の通りである。

問 左記の如き場合は重大なる過失と認定して差支ないか。

一、製粉工場備付揚水ポンプの傳導装置の調帯が下方「シャフト」を脱落し、三米高位にある上部「シャフト」に捲き付たるを常態に復さんと地上装置の高さ一、四米の安全柵（木製）に立ち、之が操作中右手上腕部を纏れた調帯に捲込まれて一轉回地上に墜落し身體障害を存する程度の負傷をした。

二、各作業場に掲記せる心得の第二項に「電動機及び機械の點檢は就業前にすること」と明記する外機械點檢、注油、修繕等は運轉を停止して之を行ふやう常に嚴達してをり、職工自身も之を了知して居るにも拘はらず、運轉を繼續して操作せんとした爲め本事故を惹起したものであつて職工に重大過失の責があると認められる。

三、本事故發生後同所は固定梯子及び空中橋等を設け、危害防止上遺憾なきを期したが

當時は單に地上備付「シャフト」を中心に高さ一、四米の木製安全柵を設けた外、本事故の如き修復を要すべき場合は上部「シャフト」の注油其の他操作に必要な設備は之を缺如してゐた。

四、工場では機械點檢、注油修繕操作は機械係主任に擔當せしめて居たが、同人が事故の發生する十數日前より休業し、其の間日頃調帯脱落等修復操作に經驗を有する負傷者に之を代行せしめたが、同人は日頃工業主側の注意もあり、運轉を停止して操作すべき認識を持つて居ながら之を爲さずして本事故を惹起せしめたものである。

答 重大なる過失に因る負傷とは斷じ難い。

問 某製材工場に於て職工が見習（十八才）として被雇中本年二月十四日圓鋸で右手拇指を切斷した事實があり、工場主より従業員の始末書を添付の上具申して來たので事實を調査した所、従業員は當日午前七時に出勤して帶鋸の作業に従事し、午後二時半頃休憩の際他の従業員が一齊休憩中面白半分か或ひは圓鋸作業習得の目的であるか、判別は困難であるが、本負傷の前にも一、二回休憩時間中に他の職工が不在中擔當外の圓鋸に掛つた事實があり、以上の狀況であるが本件の處理に當つては工場主の申請通り、休憩時間中の負傷であるが故に業務外及び重大過失と認定して差支へないか。將又假令其の行

爲が休憩時間中、擔當業務外に涉ると雖も製箱用圓鋸で以て一定の寸法に二、三枚を切断した際に負傷した所爲である限り悪戯と認めず、勞務者の作業範圍である所の技術の向上の爲めであるとして、作業中の負傷と善意に解釋した上處理して差支ないか。

答 本件は事故發生前後の實情に付詳細を知悉し得ない。従つて本事故は職工の重大な過失に因るものであるか否か其の判断に稍々困難を感じるが、本件の大要より案ずるに被害者は所謂見習職工として就業し、作業の修得途上に在るものであるが、休憩時間中偶々自己の擔當作業にあらざる圓鋸機を操作し、誤つて右手を圓鋸機に接觸せしめて傷害を受けるに至つたものゝ如くであるが、此の種の災害事例は往々所謂見習職工を使用する工場に於ける災害に於て其の例尠しとしない。而して被害者は右工場に就業後既に一年餘を経過し、當該工場の環境には相當馴化しつゝ在る状況にあつたことは容易に察知することが出来、果して圓鋸機操作作業に従事することを平素から事業主に於て之を嚴禁し且又充分なる注意を爲しつゝあつたか否かは被害者が本事故發生前に一、二回圓鋸機を操作した事實があると謂ふ點よりするも極めて疑問とする所である。斯る點より考察するに本件は事業主の善良なる管理者としての注意監督の下に惹起した災害とは直ちに断するを得ないし、職工の重大なる過失に基づくものとは認め難いであらう。

問 某工場より職工の負傷事件に付重大なる過失の認定申請があり、之を調査するに大略左記の通りであるが如何に取扱つたら宜しいか。

第一 號

一 負傷動機

別紙負傷報告書の日時に於て旋盤に依る砲弾削成作業中「バイト」取付用敷金たる薄鐵板 (15mm×70mm×1.5mm) が不足して作業上支障がある爲め、其位置より約一〇〇米距る西工場内の裁断機に至り鐵片より切断せんとしたものであつて、本人が退職して不在である爲め本人自ら切断せんとして赴いたものであるか、又は専任者に依頼せんとして赴いたものであるか判明せず。

二 負傷の原因

本人が不在である爲め詳細は判明しないが、専任者が其の位置に居なかつた爲か、自ら薄鐵板を作製すべく裁断機を運轉の上右指で材料を押へ切断せんとした爲め中指第一關節より切断したものである。

三 重大過失なりとする事由

工場主側の言に依れば裁断機は危険である爲め専任者以外は絶対に使用を禁止してを

り、且又此種材料の必要に際しては事務所に於て切符を渡し、然る後係より作製を受ける制度となつて居るに拘らず勝手に手續を経ないで而も擔當外の作業を爲して事故を惹起したるが如きは、他の一般職工の作業上に重大なる影響があるを以て、注意を喚起せんが爲め重大なる過失として認定を受けんとするものである。

四 参考事項

調査に依れば裁断機の使用に對しては専任者以外の運轉を禁止して居ると稱するが、揭示等の方法に依らず單に口頭で注意する程度であつて係員が不在の場合には隨意使用して居る模様であり、而して小片の切斷に際しては押へ具等の安全設備を要する筈であるのに其の備付もない。

第二 號

一 負傷動機

別紙負傷報告書の日時に於て旋盤に依る砲彈の「ボス」落し作業中の甲は使用旋盤の運轉を停止し、約二・五米距る位置に於て乙が砲彈の振り取作業をしてゐる旋盤に近づき、其作業が甲と異つた工程である爲の好奇心からか又は惡戯心からか乙に無斷で「スナツプゲージ」を掴み回轉中の材料の寸法を測定せんとしたものである。

二 負傷の原因

乙が運轉作業中である旋盤に立至り不意に「スナツプゲージ」を右手に掴み回轉中の砲彈に押當てた處「ゲージ」は摩擦に依り回轉方向に廻され砲臺に突當つて停止したが、材料を削り過ぎて居た爲めか「ゲージ」を掴んで居た指を材料と「ゲージ」の間に挾壓され遂に第二、三、四指を切斷したものである。

三 重大過失なりとする事由

工場主側の申出に依れば本災害は擔當外の業務を惡戯心を以て擔任者に無斷でなした事故であつて、本人に於ても不注意に基く點を認めて居り且一般職工の注意を喚起せしめる爲め重大なる過失として認定を受けんとするものである。

四 参考事項

調査に依れば當時被害者甲は其の従事する工程に壓氣を感じてゐた爲め、他の工程に興味を持ち來り従つて「スナツプゲージ」に依る測定は材料の運轉を停止した後に行ふ事を知らず、加へて乙は偶々當月初めて旋盤作業を爲した未経験者であつて、他人が自己の作業中である材料の寸法を測定して呉れるのは、自分が不識な爲の好意的な行爲と考へて制止しなかつた模様である。一方被害者甲に於ても乙は相當の經驗者で

あると思ひ、若し自己の行爲が不当にして危険な時は何等か制止又は指導して呉れるものと思つて居た旨を申述べた點より考察すれば悪戯心からの行爲とも思考される。

答 該工場に於ける安全施設及び労働管理の状況に鑑み第一號及第二號共職工の重大なる過失に因る負傷とは認め難い。

問 某工場より職工の災害死亡に付左記の通り認定方申請があり、調査するに同工場には暖房の設備がなく、就業前工場主に於て火鉢三個を作業場へ配置し職工は之によつて身體を暖めて作業に従事することになつてをり、就業中は該火鉢は何れも其儘と爲し以後は職工各自が随時附近に在る「コークス」を注ぎ休憩時間を利用して居たが、災害發生の當日は「コークス」を注いで居なかつたものか火が衰へて居たので、平素禁止してゐる「シンナー油」を女工甲が同僚にも暖を與へんが爲め無斷で持運び來たり、火鉢の傍に居合した女工乙が之を受取つて該火鉢に注いだところ、金盥の油に引火したので無中となつて火に包まれた金盥を其の場に落した爲め向側に居た女工甲の着物の裾に燃え移り、其の儘附近機械場の方へ走り廻つた爲め火は益々燃え遂に下半身に大火傷を負ふに至つて死亡した。

尙同工場に於ては油類の無斷持出使用は嚴禁して居たが男工中には之を密かに使用し、

又洗油を襦袢に濕して火鉢の火を起して居たものを女工が見聞して居たので、女工が不用意に之を使用して本事故を發生したものである。

答 女工乙が「シンナー油」を火鉢に注ぐに際して注油方を誤り、金盥に引火した爲め其の金盥を無意識に落して事故を發生せしめたものであるが、當該工場に於ては油の使用は直接作業に使用する外禁止して居たと雖も男工中に於ては從來より使用した事例があるに鑑み、女工甲が休憩時に所定の場所に於て暖を採らんが爲め火鉢の側に居合せて蒙つた災害は業務上の災害と見做し得る。

問 工場法施行規則第八條第一項第一號の精神病中には、癲癇を含まないものと解釋せられるが、何時發作を起すかも計りがたい本病に付いては之を制限する規定が必要ではないか。

答 癲癇は精神病中に包含しない。但し癲癇性精神病は此の限りではない。癲癇中には其の症狀が輕微であつて就業を制限すべき程度に達しないものがあるので、癲癇に對しては特に就業制限規定を設けなが著明なる癲癇發作のある者は之を使用せしめないか若しは危険のない個所に於て就業せしめる様にしなければならぬ。

問 工場法施行規則第八條第二項中「その他の疾病」とは急性泌尿生殖器病及び之に關係

ある又は之を原因とする其他の疾病を指すものであるか。

答 同條に掲げてある肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病等は工場労働者に於て屢々遭遇する主な疾病であるが故に之を列挙したに止まり、其他の疾病とは以上の疾病に類似又は之に準すべき疾病に限定されるものではない。

問 哺育時間と休憩時間との關係は如何。

答 工場法施行規則第九條の二（鑛夫勞役扶助規則第十六條）の規定する哺育時間と工場法第七條（鑛夫勞役扶助規則第九條）に規定する休憩時間との關係に付ては、哺育時間中は哺育する女子は十分休憩の目的を達し得るものと認められるを以て休憩時間の配置が哺育上支障なき限り休憩時間を哺育時間中に包含せしめて差支ない。例へば午前十五分、午後十五分の休憩時間に付哺育する女子に對しては請求に依り十五分を延長すれば足り、特に休憩時間外に三十分支給することを要しない。

問 工場法施行規則第十二條第二項に謂ふ各作業場とは、各作業場の意であるか將又一以上の上の作業室を包含する建築物と解すべきか。

答 作業場とは作業室を包含する建築物を謂ふ。尤も何を以て各別の作業場と見るかは、工場法施行規則第十二條第二項に掲示を命じたのは職工の周知を圖る注意であるに鑑み

必ずしも棟別に依らず實際の場合に應じて判断する外はない。

問 工場法施行規則第十四條は業務上と否とに拘らず、職工が負傷し疾病に罹り又は死亡したときは遅滞なく醫師をして診断又は検査をなさしむべき義務を工業主に命じてゐるが、疾病負傷又は死亡が業務上に起因する場合は疑ないが若し然らざる場合は診断又は検査に要する費用は職工又は遺族に於て負擔すべきであるか。

答 工場法施行規則第十四條は、職工が就業中又は工場及び附屬建物内に於て負傷し疾病に罹り又は死亡したときは、醫師をして診断又は検査を爲さしむべき義務を工業主に命じたものであるから、其の結果負傷疾病又は死亡が業務上に起因すると否とを問はず診断又は検査に要した費用は工業主に於て負擔しなければならぬ。

職工の雇入

問 工場の目的作業に關係ある作業（荷造、包装、運搬、工場掃除）を爲す所謂補助職工は本職工と異り就業者の移動が頗る頻繁であるが、苟も職工と認むる以上は雇入及び解雇の事實がある毎に一々職工名簿に記載する必要があるか。

答 見解の通りである。

問 數ヶ月分又は數ヶ年分の賃金を一時に前拂又は假拂することが出来るか。

答 工場法施行令第二十二條は工業主が不當に賃金支拂義務の履行を遷延することを防ぐ趣旨であるから、賃金の前拂又は假拂を爲すことを妨げるものではない。

問 毎月一回以上支拂ふべき賃金は少くとも一ヶ月分たることを要するか。二十五日又は二十七日分として支拂ふことは出来るか。尙毎月とあるのは曆に依る月を指すものであるか。

答 二回以上の支拂期日を定めたときは一月分であることを要しないのは勿論、その他支拂期日の變更、期日前の支拂等正當の理由があるときは假令支拂は毎月一回となつても其の金額は必ずしも一月分たることを要しない。毎月の月は曆に依ることになつてゐる。

問 毎月支拂ふ職工の前月分の賃金を(一日——月末迄)を翌月五日(十日)に一回支拂ふ場合は令第二十二條に牴觸するか。

答 令第二十二條は工業主の職工に對する賃金支拂義務の不當なる遷延を防ぐ爲め、職工に對し少くとも月一回賃金を支拂ふべきことを規定したるに止まるものであつて、例示の如く前月分を翌月初旬に支拂ふことを禁ずる趣旨ではない。

問 職工に對して賃金の支拂を爲すに當り、豫め契約に基いて左記の金額を控除することが出来るか。

(イ) 食糧

(ロ) 家賃(例へば工業主に於て職工に住宅を貸與する場合に於て其の家賃)

(ハ) 米炭等の給與品代

(ニ) 旅費、支度金等の前賃金の月賦額

(ホ) 職工が他人に對し賃金を支拂ふべき場合、其の他人に對する支拂を工業主に委託したるときは其の金額(例へば工業主が職工の合宿料を宿主に支拂ふことを委託せられた場合)

答 賃金の支拂に關し豫め契約を以て定めたときは、前記の場合に於て賃金中より當該金額を控除して支拂ふことを得るか否かに就ては工場法規は民法の規定以外に於て何等別段の事項を定めてゐない。

問 工業主が職工を簡易生命保険に加入せしめ、其の保険金を工業主に於て保管し賃金中より保険料金を拂込み其の殘部を職工に支拂ふことは、工場法施行令第二十二條に牴觸しないか。若し牴觸するとすれば同令第二十四條但書に依り許可されるべきものである

保険料の拂込

答 前號の答と同様である。

問 職工の加入する簡易生命保険料の拂込を貯金の認可に準じて取扱つて差支ないか。

答 豫め契約に基き工業主が職工の加入する簡易生命保険の保険料を拂込み、之を賃金中より控除することは工場法施行令第二十四條の規定に依り認可を受けることを要しないか。

共済組合費の強制拂込

問 賃金の支拂に際し、其の一部を強制的に差引き共済組合費として拂込、ましめることは工場法施行令第二十二條及第二十四條本文に依り一般的には禁止せられ、令第二十四條但書第一號に依り許可を受けねばならぬか。

答 本件の如きは工場法施行令第二十二條乃至第二十四條の規定の關する所ではない。一般私法の原則に依り解決せらるべきものである。

早退の場合の賃金減額

問 定額日給を支給する職工が出勤後業務に因らざる疾病、負傷、其他自己の都合に依り中途早退を爲した場合、事實其の勤務せる時間割に依つて賃金を支給すべき契約を爲すことは差支ないか。

答 差支なし。

無償返還物の所持品返還の

問 寄宿職工が歸郷して其のまゝ歸場せず、他人を介して入場當時の所持品の返還を求めた場合に、工業主は本人が直接取りに來ない限り引渡を拒絶し得るか。

答 所持品の返還を求める者が本人の法定代理人又は本人より正當に授權せられたものであるときは、本人が直接受取に來ないからと言つて引渡を拒絶することは出來ない。

權利者の順位

問 工場法施行令第二十三條の權利者の順位は同令第十條乃至第十二條に依るべきものと思料せられるが、之と反對に民法の順位に依るべきものであるか。

答 工場法施行令第二十三條の權利者とは民法に依る權利者であつて死亡の場合に於ける其の順位も亦司法に依ることになつてゐる。

引取人なき場合の貯金處理

問 職工が死亡して遺族扶助料を受ける者が不在の場合、本人の貯蓄金は如何に處理したらよいか。

答 本人の貯金は民法の規定に依る相続人に支拂はねばならぬ。

賃金の支拂と權利者の請求

問 職工の死亡、解雇等の場合は權利者の請求があれば職工の賃金又は貯蓄金は遅滞なく支拂はねばならぬが、之に反し權利者の請求がない場合は遅滞なく支拂ふことを必要とせざるも、相當の時期(例へば權利者の所在を調査し手續を履行せしむる等相當期間の猶豫を見込んで)迄には支拂ふべき義務があり、苟も權利者の請求なきを奇貨として遅

滞なく支拂はざるは勿論、消滅時効の到来する迄支拂義務の懈怠を續行するが如きは、規定の趣旨を曲解せること甚しきものと認められるが此の點如何。

答 権利者より請求なき場合に於ける工業主の職工に對する賃金、貯蓄金等の支拂義務に關しては、工場法上職工の賃金及び貯蓄金に付ては特別の保護を與へられ、其の支拂に付て工業主が常に積極的措置を採るべき義務を有することは工場法規の全般より推論し得る處なるを以て、職工の解雇、死亡等の場合に於ても権利者をして賃金、貯蓄金の請求を爲さしむべき措置（例へば賃金の支拂又は貯蓄金返還の方法に對する告知注意等）を採るべきことは工場法が工業主の義務として要求する所と解すべく、従つて質問の件に付ては職工の死亡、解雇等の場合には其の所在を知ること能はざる場合の外工業主は権利者に對し、賃金又は貯蓄金の金額請求等に付通知する等適當の措置を講ずべきである。

尙、権利者が工場所在地より遠隔の地に在る等の事情に因り、送金を必要とする場合に於ては民法の委任事務管理等の規定の趣旨に準じ、之に要する費用は賃金又は貯蓄金中より控除して差支ない。

問 工場管理貯金の認可に關して從來當局に於ては、事業主が貯蓄金の拂戻不能又は遲滞

に陥り或は職工の轉出防止の爲に足止策として不當に利用される虞があつたので、専ら制限的態度を持して來たが、支拂確保の爲め監督に就ては將來共其の態度を變更する必要がないとはいへ、貯金に依る職工の轉出防止に付ては近時斯る弊害尠く、寧ろ職工解雇の場合相當額の貯蓄金が存することは職工福利の上に於ても必要と思料せられるので爾今工場に於て職工の解雇迄据置貯金を爲さしめるやうな場合に於ても、職工の保護上適當であると認められるときは工場法施行令第二十三條及同施行規則第二十條の例外と認め、施行令第二十四條但書に依り許可して差支ないか。

答 差支ない。

問 職工に關する制裁の一方法として賃金の割引をなすことは差支ないか。

答 工場法施行令第二十四條に職工の雇入に關し工業主の受くべき違約金を定め、若は損害賠償額を豫定する契約をなすことを得ずとあるは、職工の雇傭關係其のものに付規定したものであつて、工業主が不當に職工の雇傭關係を繼續せんとすることを防ぐ趣意に外ならない。従つて斯の如き場合に於ては差支ない。

問 就業規則中に「勤惰表を毀損又は紛失したる者は金拾錢を償はしむ」との規定を設けた場合、令第二十四條に違反するか。若し違反するとすれば令第二十四條の損害賠償額

の豫定は如何なる場合に限られるか。

答 令第三十四條に於て職工の雇入に關し損害賠償を豫定する契約を爲すことを禁止してゐるのは斯の如き契約によつて不當に雇傭契約の存続を強制することを防ぐ注意であつて、契約期間内の解雇に對する損害賠償額の豫定「違約金」等を禁止するものである。勤惰表の毀損紛失者に對し金拾錢を償はしめるが如きは一種の秩序罰的規定と認むべく令第二十四條に違反するものではない。

問 工場法施行令第二十四條中工業主が損害賠償額を豫定する契約を爲すことを得ずとあるは、單に職工を相手方とする契約のみを謂ふものであるか。又は身元保證人を相手方とする場合をも包含するか。

答 身元保證人を相手方とする場合をも包含する。

問 損害賠償豫定を爲すことを得ずとあるが、單に損害があるときは之を賠償すべき旨の契約をなすことは差支ないか。

答 本條に依り禁止せられてゐるのは損害賠償の金額を豫め確定する契約であつて、現實の損害を賠償すべき旨の契約を禁止する趣旨ではない。

問 積立金及び信認金は多くの場合に於て之を強制し所謂賃金中より控除して積立て、工

場法施行令第二十三條同法施行規則第二十條の場合にのみ拂戻を爲すやうな實例が尠くない。此等は總べて貯金と看做し工場法施行令第二十四條第一號に依り許可を受けねばならぬか。

答 見解の通りである。

問 工業主に於て奨勵法の一法として毎月賃金支拂の際各職工に對し其の收得高の百分の二に相當する割増金を給與し、該金は工業主に於て之を保管し職工の請求に依り何時でも之を返還するが、若し職工が雇傭契約に違反し其の他職工の責に歸すべき事由に依り解雇せられる場合には該金は之を交付しない旨を、雇傭の際契約を爲さんとするときは工業主は豫め地方長官の許可を受ける必要があるか。

答 地方長官の許可を受けねばならぬ。

問 工場法施行令第二十四條及第二十五條の職工貯蓄金に關する規定の運用に付て、大正十五年九月二十二日付發勞第一〇三號を以て左記の通り社會局勞働部長より地方長官に通牒せらる。

記

一、強制貯蓄金を認むる場合に於ては貯蓄金の率は一般職工に就ては賃金の百分の五以

下寄宿舎にある女工に於ては賃金の一割以下とすること

二、任意貯金に付ては豫め職工の申出たる一定の金額又は一定の割合に依ることとし金額又は割合に制限を設くるを要せざるも此の場合には職工の要求あるときは何時にても返還せしむることとする事

三、貯蓄金を工業主又は工場管理人に於て保管する場合には其の利率は強制貯蓄金に在りては七分以上任意貯蓄金に在りては六分以上とすること

四、現状を急激に変更し難き事情ある場合には大正十六年（昭和二年）より右に依り實行のこと

更に國民貯蓄獎勵に關する職工の貯蓄金の取扱に關し、昭和十三年六月二十一日發勞第四三號を以て次官より各地方長官宛通牒せらる。

今般政府の提唱に係る國民貯蓄獎勵に付ては既に御實行中の事と存するも本運動の趣旨に鑑み工場方面に付ては特に積極的に勸奨相成様御配慮相煩度尙職工の貯蓄に關し工場法施行令に規定する許可認可の取扱を要するものに付ては出來得る限り其の手續を簡易化し取扱の迅速を旨とし國民貯蓄獎勵の目的達成上支障を來さざる様致度

追て今回の國民貯蓄獎勵に基く職工の貯蓄に關しては左記に依り御取扱相成夫々適切

なる獎勵の方途を講ぜらるゝ様致度

記

一、今回の國民貯蓄獎勵に基き職工に貯蓄を爲さしむる場合に付ても從來通り工場法令上の手續を要するも之が處理に關しては出來得る限り簡捷を圖ること

二、今回の貯蓄金を工業主に於て管理し職工各人の名義を以て預金する場合は一定金額（十圓迄）に達する迄便宜工業主に於て取纏め保管することを認むること此の場合の利子に付ては工業主に於て補給することを要せざること

三、今回の貯蓄に付ては事實上強制せらるゝ場合と雖も職工をして各自の貯蓄額を定めしむるものとし大正十五年九月二十二日發勞第一〇三號通牒第二項に掲ぐる場合に該當するものとして取扱ふこと但し其の拂戻に付ては一定の制限を定むることを得ること

四、今回の貯蓄金を工業主に於て管理し之を事業資金に使用する場合に付ては從來通り嚴重なる取扱を爲すこと

然るに某工場中、工場所屬本社の助成規則の許に共済組合を組織し、規約を設けて職工をして強制貯金並に任意貯金を爲さしめ工場長（工場管理人）に於て之を管理して居り

而して當事者は本組合を以て本社に任命したる組合長（工場長）と職工の合意に依り設けられたものであつて、且其の管理は工場法施行令第二十五條に規定する工業主の管理に非ずと解釋してゐる。

然しながら該貯金管理の内容は職工の收得賃金中より強制及び任意に貯金せしめ、之を管理するものであつて組合規約第二十七條及同第三十五條の規定に徴するも工業主の工場経営上不可分の關係があり、當然工場法施行令第二十四條同第二十五條所定の許可及び認可を受くべきものと解せられるが、將來此の種取締を一定せしむる必要があると思料せられるが如何。

参考 組合規約

第二十七條 右ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本規約ニ依ル審判ヲ爲サズ

一、組合員又ハ其家族ガ醫師ノ診斷若ハ委員ノ調査ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ報告ヲナシタルトキ

二、偶發又ハ疾病ガ組合員若ハ家族ノ犯罪行爲ニ基因スルトキ

三、甚シク風紀ヲ紊亂シ或ハ暴行以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四、會社ニ對シ故意ニ物質的損害ヲ與ヘ若ハ會社ノ信用ヲ毀損シ又ハ其秘密ヲ洩シ解雇セラレタルトキ

第三十五條 本組合ハ第三十七條第三號及第四號ニ該當シ脱退シタル者ニ對シテ其口頭ニ積立テタル貯蓄奨励金ヲ交付セズ

賞與及び奨励金

答 見解の通りである。

前項ノ貯蓄奨励金ハ本組合共済資金中ニ繰入ルルモノトス

問 令第二十四條第二號中の工業主の給與とは、工業主が貯蓄奨励の爲め貯蓄金として給付したものだけと思料せられるが、賃金以外に給與した賞與金或は奨励金等の一部若は全部を貯蓄した場合にも夫れを工業主の給與と解し得るか。

答 後段の場合は令第二十四條第二號の工業主の給與に係る部分に該當しない。

問 工業主が職工に郵便貯金を爲さしめ、其の通帳を工業主に於て保管し賃金の中から郵便貯金をなして其の残部を職工に支拂ふことは、工場法施行令第二十四條但書及び第二十五條に依り許可及び認可を受けるべきであるか。

答 見解の通りである。

問 工場法施行令第二十五條の規定に依り、工業主が職工の貯蓄管理に關する認可申請をなした場合は如何。

答 かゝる場合には取扱上其の管理方法の確否に付て審査し、尙左記に準據し職工をして法令上認められた自己の權利を充分に意識せしめ法の精神を徹底せしめる様になければならぬ。

貯蓄金管理規定

郵便貯金

身元保証金

一、工業主をして管理規程を作成せしめ之に工場法施行令第二十三條同施行規則第二十条の規定の趣旨を説記せしめること
二、工業主が工場法施行令第二十四條第二號の許可を受けたるときは之を規程中に明記せしむること

三、管理規程は之を貯蓄職工に配布せしめ且工場内適當の場所に掲示すること

問 職工との契約に依り身元保証金として毎月賃金の百分の五宛を積立せしめて居る場合工場法施行令第二十五條に依り認可申請を爲さねばならぬか。

答 然り。

問 工場法施行令第二十四條及び第二十五條に依り、職工の貯蓄金を工業主に於て管理する場合の利率に付ては大正十五年九月二十二日附發勞第一〇三號を以て、強制貯金は七分以上、任意貯金は六分以上とすべき旨通牒せられてゐるが、一般財界に於ける金融狀況に鑑み特に必要ありと認めらるゝ場合には何等か適當な方法を講じ得るか。

答 斯かる場合には右の利率を一分づゝ引下げ強制貯金は六分、任意貯金は五分とするも差支ない。尤も右の引下認可の指令を發するに際しては將來金融界の事情等に依り引上方を命ずることがあるべき旨の條件を附し、尙資力の確實ならざる工業主の貯蓄金に就

職工貯蓄金の利率引下げ

必要なる旅費の支給

ては確實なる保證人を立てしむる様にしなければならぬ。

問 工場法施行令第二十七條本文中に「工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スベシ」とあるは、具體的な歸郷旅費支給規定を作成し之を就業規則中に挿入する事を要するものと解すべきか。或は又其の都度相當又は必要なる旅費を支給すれば足り、別に各種の場合に該當する歸郷旅費支給規定を設ける必要なきものと解すべきか。

答 後段の通り、其の都度相當又は必要なる旅費を支給すれば足る。

問 歸郷旅費は應募地の如何を問はず本人の必要とする到着地迄の實費を支給する意義と解釋してよいか。

答 歸郷旅費とは應募地の如何を問はず本人の到着地、父母、後見人、戸主其の他親族等の保護を受ける場合に於ては其の者の居住所迄の實費額を謂ふ。

問 職工が同盟罷業をなした場合に工場主が其の者を解雇した場合と雖も工業主の都合に依り解雇した者として歸郷旅費を支給すべきであるか。

答 同盟罷業を爲した場合は歸郷旅費を支給する必要はない。

問 製絲工場が事業を一時休止し（職工を解雇することなく）二ヶ月又は三ヶ月後に事業を再開することを職工に申渡すと共に賃金の支給を停止せる場合、職工側に在つては當

休業中の旅費支給

同盟罷業と歸郷旅費

歸郷旅費の意

該工場に止まつて居ることは不可能であつて、自然轉職若は歸郷する外に手段がないのに拘らず、工業主は職工未解雇の理由の下に旅費其の他の支給を爲さざることは適法行爲であるが如きも、斯ては職工保護の目的が達成されざるのみか脱法行爲を敢行せしむるに至る虞がある。

かくの如き場合に在つては事業の休止と同時に賃金の支給なき職工に對しては直ちに解雇したものと看做し令第二十七條を適用して之を取締るべきか。

答 例示の様な事情がある場合に於ては見解の通りである。

就業規則

問 就業規則中雇入解雇の條に「職工は雇傭期間中に於て自己の都合に依りては一切解雇を求むることを得ず但し疾病其の他已むを得ざる事情の爲動續し能はざるときは事情を具し」二週間前に解雇の申出を爲すべしの如き規定を爲し之に對して制裁の規定を設けることは適當でないか。

答 當事者が解雇の期間を定めたとときと雖も已むを得ざる事由があるときは、各當時者が直ちに契約の解除を爲し得ることは民法第六百二十八條に明に規定せられてをり、之に

反する契約は無効であるのみならず、已むを得ざる場合に於て即時解除の權を雇主に於てのみ留保し、職工に付ては之を認めざるが如き就業規則は甚だ不當である。

問 工場法施行令第二十七條の四第三項に依り、地方長官は就業規則の變更を命じ得ることになつてゐるが、變更を命じ得べき標準は如何。

答 大体左記の標準に依つて處理し、地方又は業務の特別なる事情に據り難い場合には適宜に處理して差支ない。

一、貯蓄金に關する事項

工場預金に對しては任意貯金には年六分以上、強制貯金には年七分以上の利子を附すること

強制貯金を認むる場合に於ては貯蓄金の率は一般職工に就ては賃金の百分の五以下、寄宿舎に在る女工に就ては賃金の百分の十以内とすること。

二、制裁に關する事項

(イ) 譴責に付ては別に制限せざること

(ロ) 減給又は過怠金は一回の過失に對し一日に付賃金の半額とし、總額に於て賃金三日分を超えざること。但し已むを得ざる事情ある場合には五日分迄認むること。

(ハ) 出勤停止は職工の出勤が工場の秩序を亂し、又は事業の安全を危くする場合又は本人の反省を促すに必要な場合等、已むを得ざる場合に於て之を認むるも七日を限度とすること。

(ニ) 懲戒解雇

即時(無手當)解雇は不當に廣く認めざること。但し左の場合には之を認むること

- 1、氏名又は経歴を詐り其の他詐術を用ひて雇傭せられたるとき
- 2、工場の物品を窃かに持出さんとしたるとき
- 3、營業上の秘密を漏洩し又は暴露したるとき
- 4、暴行を敢てし又は不法に強迫を爲したるとき
- 5、故意に工場の設備又は器具を破壊し工場に損害を加へたるとき
- 6、故意に工場の秩序を亂し又は工業主に損害を蒙らしめたるとき
- 7、故意に危害豫防に関する規則又は指揮命令に違反したるとき
- 8、數回制裁を加ふるも尙改悛の見込なきとき
- 9、正當の理由なくして無斷缺勤十四日以上に及びたるとき
- 10、其の他職工の責に歸すべき事由に依り已むを得ざるるとき

其の他の制裁に付ては實際必要の限度に止め、濫りに過酷なる制裁を規定せしめざること

三、次の如き主旨の規定は削除又は修正せしむべきこと

- 1、早業、残業、徹夜又は休日臨時出勤を命ぜられた者が之を拒みたる時、制裁を加ふるものは自己及家族の病氣其の他已むを得ざる事由あるときは此の限に在らずと改めしむること

- 2、工場内外に於ける職工の集會又は掲示等を禁止し、之に制裁を加ふるものは許可なき工場内の掲示又は集會に限り、工場外の場合を除外せしむること

- 3、事由の如何を問はず同盟又は結束して請願又は抗争をなし、或は事業上支障を來すが如き所爲を嚴禁し、違反するものは懲戒解雇とするものに付ては穩健なる方法に依り請願する場合を除外せしむること

四

- 一、就業規則中始業、終業の時刻を定め晝夜交替制の場合後任者が入門の時刻より出勤の手續、作業服の着替等を爲し前任者と滞りなく引繼を受け部署に就く迄及び前任者が引繼を終り入浴、洗面若は着替等を爲し、出門の時刻迄に要する時間は就業時間中に包含せられざるものと解釋してよいか。

二、前項の場合始業、終業の出門、入門の時刻とは相異なるものと解釋してよいか。
答 質問の通り解釋して差支ない。

問 工場に於ける就業規則中第十八條に、勤続一年未滿の者にして事故の爲め届出の有無に拘らず引續十日以上缺勤したる者は自己の都合に依り退職したるものと看做し、工場法施行令第二十七條の二に依る豫告手當を支給せざる旨規定してゐる工場があり、大正十五年收勞第四六九號を以て通牒に係る懲戒解雇に關する規程標準第九號に比較し、其名は懲戒解雇にあらざるも甚だしく過重の義務を強ゆる嫌あるを以て、工場法施行令二十七條の四第三項に依り變更を命ずべきものと認められるが、昭和三年發勞第三二號の通牒の次第もあり、該通牒は無届缺勤二週間以上に及びたる場合のみ之を適用するものと解して差支ないか。

答 見解の通りである。

問 工場就業規則中に職工の雇入に關し「採用セラレタルモノハ採用ノ日ヨリ六十日間臨時雇傭者トシ六十日經過後雇傭期間ノ契約ヲ爲スベシ」との條文を設けて居る製絲工場があり、臨時雇傭者と雖も等しく職工であるから工場法上の扶助に關する權義に付ては何等一般職工と異なる事がないが、本條文の如きものを設けてゐるときは健康保險法施

行令第九條第一項第一號に該當する者となり、健康保險の被保險者とならないので非業務上の負傷疾病の場合に於て保險給付を受けること能はざる疑義を生ずる。斯くの如き條文は工場法施行令第二十七條の四第三項に依り就業規則中より削除方變更を命ずべきものと認められるが如何。

答 事實就業規則に定むる契約を爲す場合は差支ないが、健康保險法の適用を免れる目的を以て故意に事實に反する規定を設けたものであることが就業案内、雇傭契約者其他の材料に依り調査の上明らかであるときは、工場法施行令第二十七條の四第三項に依り事實に適合する様變更を命じて差支ない。

問 就業規則中左の各項を懲戒解雇の事由と爲すことは差支ないか。

一、不平を唱へて他人を煽動し爲に作業の妨害を爲し、又は工場の体面を汚し或は會社に損害を醸す虞ある者

二、工場の秩序を亂し能率減退を誘起する行爲を爲したる者

答 適用の狀況に依り弊害を生ずる虞なきに非らざるも修正を命ずることは穩當でない。

職工の解雇

問 近時一部工業界の事業擴張に際し、事業の伸縮を容易ならしめるため職工の使用に付或は勞力供給請負業者より供給する人夫と爲す等の方法を講ずる者が尠くないが、斯かる職工に對する取締方針如何。

答 工場法規は斯くの如き形式の變更に依つて其の適用を左右せらるべきものでない。賃金を受け工場内部に於て工場の本體たる作業又は其の補助作業に就業しつゝある労働者は雇傭形式の如何を問はず凡て工場法上職工とし、就業限度及び扶助等に關する規定を適用すべきものであることは從來當局の執り來れる方針である。工場法施行令第二十七條の二の適用に就ても同様に解すべきものであつて、同條の雇傭契約なる語は形式上の契約書等に關することではなく事實上の使用關係を謂ひ、雇傭契約の解除とは工業主の一方的意思に依り雇傭關係を終了せしめるものを謂ふのであつて、日々雇入の形式を採るもの又は請負人の供給するものと雖も事實上特定せられ且つ相當繼續して使用せられる場合には事實上期間の定なき雇傭關係が成立したものと見るべく、其の雇入の停止は事實上契約解除と見ることを要する。而して如何なる期間の繼續を以てかゝる關係が成立せりと見るべきかは法文上直接の規定がないが、健康保險（施行令第九條）に於て供給人夫及び日雇労働者は三十日を超えて引續き使用せられるに至つたときは被保險者となる

に鑑み工場法も同一の取扱を爲し、三十日を超えて繼續使用せられた職工は日々雇入又は勞務供給の形式に依る場合と雖も施行令第二十七條の二の適用あるものと解すべきである。

尙解雇豫告の手續及び手當の支給は請負人又は人夫供給人が之を行ふと雖も之れは工業主對請負人の内部關係に留り工場法上は差支ない。又工業主に於て福利施設として給與する退職手當金等は職工同種類に依り待遇を異にするも工場法と直接關係はないのである。

問 右の解釋中「事實上特定せられ」云々の意義如何。

答 右の「特定」とは事業主又は事業主の使用人たる事務員若は監督者等に依り使用せられる場合を謂ひ、労働者の撰擇が勞務供給請負業者に依つて爲される場合を含まないものである。

問 甲工場に於て職工の過剩を生じたとき乙工場に於て之を讓受けんとする場合、甲工場の工業主は解雇の豫告を爲し又は解雇手當を支給する義務があるか。

答 甲工場と乙工場とが同一工業主に屬する場合には職工名簿の記載方に付ては解雇に準すべきであるが、解雇手當等の關係に於ては解雇と見る必要はない。甲工場と乙工場と

が別の工業主に属する場合に於ては、職工中乙工場に於ける就業を承諾した者に對しては解雇の豫告を爲し、又は解雇手當を支給する義務はないが、之を承諾せざる者に對しては豫告又は手當支給の義務がある。

問 工場法施行令第二十七條の二の豫告又は手當に關し、甲工場に職工の過剩を生じたとき乙工場に於て之を譲受ける場合、甲工場と乙工場とが同一工業主であるときは解雇手當等の關係に於ては解雇と見る必要がないとの解釋であるが、右は兩工場間に相等距離を有する場合へば甲乙兩府縣に工場を有する事業主が乙縣の工場を閉塞し、其の閉塞工場の職工を全部甲縣の工場に移さんとするとき、職工中に家庭其の他の事情に依り遠隔の地に移轉し得ないものがある場合に於ては事業主は解雇したのではないが、事實上解雇したと同一の結果を齎すものと認められるので斯かる場合に於ても事業主は豫告を爲し又は手當を支給する義務はないか。

答 工場法施行令第二十七條の二の適用に付同一工業主の下にある工場の轉換は解雇と見ないことは、通常の場合に於て雇傭關係の繼續すべきものであることに依るものであるから、工場間が相當距離を有する等の事情に依り職工が工場を轉換し難き場合に於て、本人の承諾なくして一方的に就職地の移轉を命ずるときは工場法施行令第二十七條の二

の適用がある。従つて豫告を爲すか又は手當を支給する必要があるのである。

問 工業主が十四才未満の國民學校初等科を修了せざるものを職工として使用して支障なきものと誤信して雇入れ、その後行政官廳より其の使用を禁止された爲め工業主と該被雇者と相互協議の上工場外に於て職工以外の業務に従事することとした場合は工場法施行令第二十七條の二により解雇手當を支給すべきであるか。

答 かゝる場合は解雇手當を支給する必要はない。

問 職工が無断缺勤し其の行方が不明となれる場合、工業主が之を解雇せんとするとき解雇の豫告は如何に爲すべきであるか。

答 揭示其の他本人に對する意思表示として適當なる方法を採用せよ。

問 就業規則中に工場作業の秩序維持の爲め無届缺勤者に對する一種の制裁規程、例へば「無届缺勤何日に及ぶものは就業の意志なき者と認め除籍す」と謂ふが如き規定を設けた場合にも工場法施行令第二十七條の二により二週間の豫告期間を設ける必要があるか。

答 例示の如き場合に於て無届缺勤者を當然除籍する場合は改めて施行令第二十七條の二に依り二週間の豫告期間を設ける必要はない。

問 職工が業務外の負傷疾病のため一ヶ月以上に亘り就業することを得ない場合（缺勤）は、豫告手當を支給せず又豫告せずして解雇する旨を就業規則中に規定せんとする工場が尠くない。其の理由とする所は私病の爲め長期に亘り就業することを得ない雇傭契約の本旨たる勞務の提供をなすものであつて、かくの如き職工を解雇することは其の解雇原因が勞務の不履行に基くものであり、所謂施行令第二十七條の二第一項但書に規定する職工の責に歸すべき事であると謂ふにある。

然しながら職工の責に歸すべき事由とは、少くとも職工夫れ自身に故意若は過失の存することを必要とするものであつて、かくの如く單に疾病の爲め就業することを得ない場合、之を以て職工の責に歸すべき事由が存するものとは解し難い。従つて右の就業規則の規定は之を削除せしめるべきであるか。

答 職工が私病の爲め長期一月以上に亘り就業することを得ない場合に就ては、花柳病其他職工の責に歸すべきものであるときは豫告手當を支給せず、又豫告せずして解雇することを認められるが、廣く一切の傷病を以て令第二十七條の二第一項但書に該當すると解するは不當である。

問 前貸金のある職工を解雇する際其の解雇手當を前貸金と相殺した場合は工場法違反となるか。

答 民法上の問題は別とし直接工場法違反とはならない。

問 解雇豫告後二週間経過前に負傷休業した場合、工場法施行令第二十七條の二に依り二ヶ月間は解雇することを得ないが、二ヶ月後更に十四日の豫告を爲す必要があるか又は負傷日迄の豫告期間を通算して差支ないか。

答 後段見解の通り通算して差支ない。

問 工場法施行令第二十七條の二の豫告解雇の場合に初めから五日の豫告を爲し、且九日分の手當を支給して解雇することが出来るか、又始め十四日の豫告を爲した後五日経過して後九日分の手當を支給して即時解雇することが出来るか。

答 何れでも差支ない。

問 解雇手當の受給権は契約を以て豫め之を抛棄し得るか。

答 抛棄することを得ない。

問 令第二十七條の二三號の期間中には罷業に因る工場閉鎖期間を含むか。第十六條第二項第四號の期間中には含まぬか。

答 罷業を爲す職工に關する限り其の罷業期間は令第二十七條の二三號の期間中に包含

しない。第十六條第二項第四號の場合も同様である。

問 適用工場にして事業縮少の爲め又は工場整理の爲め、一時休業するといふ名義を以て職工全部又は或る一部に對して此旨を言渡し休業した所、該職工等は休業の爲め賃銀の支給を受けず又休業が以後何ヶ月繼續すべきか豫測し難きを以て職工より自發的に解雇の方を工業主に申出で、其の承諾を受けて歸郷し、又は他の工場に轉職した者があり、然るに事業主に於ては當分事業再興の見込なきを以て實際は解雇の意があるも解雇を申渡すときは解雇手當及び歸郷旅費を支給しなければならぬので、之を免れんが爲め一時休業を言渡した疑がある。此の場合解雇手當及歸郷旅費の支給を強要せしめ得るか。

答 故意に脱法の目的を以て職工側が解雇を申出ることを餘議なくせしめるが如き方法によつて休業の申渡を爲すものは、工場法施行令第二十七條及び第二十七條の二の解釋に關する限り解雇したるものと認め、歸郷旅費及び解雇手當を支給せしむることを要す。

問 令第二十七條の二但書括弧内に「工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日」と規定してあるが、本規定は試の雇傭期間を原則として十四日とし二十一日迄の延長を認め夫れ以上の試の雇傭期間は可成認めないものと解して然るべきか、將又試の雇傭期間は一月又は二月の如く長期に亘るも差支ないか。

答 令第二十七條の二第三項は試の雇傭期間を制限する趣旨ではなく、唯同項に規定する期間を超える場合に於ては豫告文は解雇手當の支給を要する義である。

問 工業主より試の職工の雇傭期間(十四日)を更に一週間延長せんことを願出づるものがあり、其の理由は技術練習の必要に出づるものゝ如くであるが、試の期間が一週間あれば當該職工に於て眞に勞働意思を有するか否か判断するに充分なりと認められるのみならず、雇傭契約の締結を徒らに未了の儘永く不確定な状態に在らしめることは不可なりと認められるが此の點如何。

答 工場法施行令第二十七條の二第三項但書括弧内の期間延長の許可に就いては、其の職務が特殊なものであるが爲め、技術、人格又は經歷を審査するのに特に時日を要する場合、又は試の職工として雇傭せるが就業後間もなく本條第二項に掲げてある以外の事由に依つて休業し、十四日を経過するも採否審査の目的を達することを得ない場合等、特殊の事情がある場合に限り右の許可を與へるものである。

問 曹達灰及苛性曹達製造工場は、その事業が特種であつて操業は甚だ難かしく、爲めに職工の試用期間も長時日を要し従つて技術の審査にも時日を要する爲め、作業場に限らず製造工程全部を通じて工場法施行令第二十七條の二の三項但書括弧内に依り、雇入後

二十一日迄は解雇手當の支給を必要としないか。

答 作業の種類全部を通じて職工の試傭期間延長を爲すことは、曹達灰及苛性曹達製造工場と雖も特に其の必要の事由を認め難い。依つて施行令第二十七條の二第三項但書括弧に依る許可の対象とはならぬ。

問 工場法施行令第二十七條の二の規定により、工業主が其の雇傭中の職工に對し十四日前に解雇の預告を爲したときは、左の如き場合に在つても右の預告期間中工業主は其の職工に對して就業した日と同様の賃金を支拂ふべきものであるか。

尙該職工の賃金が定額に依らないで日々の出來高（仕事の量又は質に依る場合を含む）拂ひであるときは其の賃金を如何に算定すべきか。

又無斷缺勤に對し工場に於て罰則の設けがある場合、法定の十四日の預告期間中に在つても右罰則の適用があるものと解すべきか。

一、預告を受けた職工が其の預告を受けた翌日より他に就職口を求むべく、工業主に無斷で缺勤したる期間

二、前號の理由に依り一定の期間を限り工業主の承諾を得て缺勤したる期間

三、預告を受けた後工場に出勤せず怠業中の期間

答 一、解雇期間中に於て職工が缺勤したるときは賃金を支給するに及ばず。

二、解雇預告を受けた者に對しても解雇預告を爲した事情が、缺勤を認容するが如く職工をして信ぜしめる場合の如き、特殊の事情に在る場合を除き無届缺勤の罰則を適用して差支ない。

問 某會社は常時三千餘人の職工を使用して汽車電車等の車體を製造してゐるが、其の職工を常備、臨時、特臨（特別臨時の意味）の三種と爲し常に六、七百名の臨時、特臨を置いてをり、臨時は三ヶ月、特臨は一ヶ月を一定の雇傭期限と爲し、採用の當初に於て之に相當する契約書を徴し期限満了の際に於て更に契約を受渡して引續き就業せしめ、爾後期限到來毎に之を反復し數ヶ月乃至數ヶ年之を繼續就業せしめつゝある。而して是等職工の會社に對する關係は採用時に於ける身分證明に關する書類の提示、寫眞の添付及び體格検査を施行する等は勿論、工場内にあつても何等特殊又は臨時的の業務に服するに非ずして常態時に於ける一般作業に従事し、且（各種の待遇等何等常備職工と異なる所はない）原則として常備職工は臨時職工より之を採用する慣例がある等、の地位は極めて安定してをり何れも數月乃至數年の勤続者である。然るに會社は一朝事業の不況等の場合に於ては、是等の職工は期限付定期職工なりとの理由の下に何等の預告なく且つ

何等の處置を講ずることなくして、一時に數十名乃至百數十名の解雇を爲す事例がある。右は定期臨時職工なりと雖も作業状態等何ら常備職工と異なる所がなく、職工自身もその就業は安定し且工場法立法の精神が労働者の保護に其の重點を置いてゐることは勿論であつて、若し斯くの如く特臨職工若くは臨時工等を許容するに於ては各工場に於て悉くその職工を特臨職工となし、施行令第二十七條の二の規定を免れんとするに至るべく甚だ不當なる結果を招來する點がある。之等の關係を考察するときは同法施行令第二十七條の二の規定は當然適用あるものと思料せられるが如何。

答 期限付雇傭契約と雖も從來の事例、作業の状況等の客觀的事情より見て、期限に至つて契約が更新せられるか、期限と共に終了するか不明であつて、期限終了に際して更新せられない場合には特に其の旨の申渡しを爲すことを要すやうなものに就ては、斯かる申渡は工場法施行令第二十七條の二の雇傭契約の解除と同視すべきであり、二週間の豫告を爲すか或は賃金十四日分以上の手當を支給する必要があるのである。

問 今次事變に伴ふ物資調整に因り事業の經營が困難となつた爲に事業を廢止、縮小又は休止する工場に於て職工を解雇又は休業せしむる場合、工場法上如何なる取扱をなしたらいいか。

答 今次事變に伴ふ物資調整に因り事業の廢止、縮小又は休止の爲め職工を解雇する場合と雖も、事業主の都合に依る解雇として令第二十七條の二に依る解雇手當を支給せしむるか、豫告手當の支給に代へ十四日前に解雇の豫告を爲さしむることとし、又職工を休業せしむる場合は昭和五年二月十三日附勞發第三九號通牒の趣旨に依り處理すればよい。尙右は退職積立金及退職手當法上の取扱方に付ても當然事業主の都合に依る解雇として取扱ふものである。

其の他

問 工場法第九條に依り十六歳未満の者及び女子の危険作業は禁止せられてゐるが、工場事業場技能者養成令に依る養成工にして十六歳未満の者を、養成上實習を必要とするときは必要時數就業せしめることが出来るか。

答 尙工場法施行規則第五條の禁止業務にして實習上禁止すべきものとあるときは其の業務種別如何。

問 工場事業場技能者養成令に依る養成工にして十六歳未満の者を假令養成上實習の必要ありとするも、工場法第九條に依る就業禁止の業務に就かしめることは出来ない。

問 十六歳未満の女子をして、鐵鋼の研究調査並に製品の物理化學的檢定を行ふ稀薄なる酸及びアルカリ性のものを試料の秤量及び測定具の取扱及び洗滌室内の掃除整頓等の分析の業務に付主務者（雇員）の補助者として就業せしめんとすることは、工場法施行規則第六條第一項第一號に該當し法第十條に依り就業せしむる事が不可と認められるが如何。

答 使用藥品の種類、濃度、分量等が左記の程度であるときは工場法施行規則第六條に該當せざるを以て、保護職工をして就業せしめて支障なきものと思料せられるが、本件の取扱に關しては工場責任者に充分注意を促し職工保護上遺憾なきを期すべきである。

記

一、酸類

- 1 硫酸、硝酸、鹽酸（百分の一規定乃至濃度）
- 2 枸橼酸、醋酸（百分の五乃至二規定濃度）
- 二、アルカリ類
- 苛性ソーダ、アムモニヤ水（百分の一規定乃至二規定濃度）
- 三、酸アルカリ使用量、

測定には百分の一乃至十分の一規定液最大五〇cc試料の溶解には二乃至四規定液を毎

回一〇乃至四〇cc

四、一般化學藥品

蒼鉛酸ソーダ、酸第一鐵、炭酸ソーダ、炭酸カリ、沃度カリ等の固體藥品を毎回〇・五乃至五瓦

アルコール、フェノルタレン、メチルレッド等の液體藥品を毎回數滴乃至三〇cc

問 某工場の鍛冶作業場に於て女工を「スチーム、ハンマー」（壹噸）の把手操縦を熟練工指導の下に従事せしめて居たるところ「ハンマー」の落下に依り女工の左足首を碎骨せり。本事故は工場法第十條の禁止事項に違反するものと認められるから、同條中「其他危険」同施行規則第六條第六號中の「其他之に準すべき場所に於ける業務」及び同規則第七條を適用して差支ないか。

答 見解の通りである。

問 爆發性料品の貯藏所置場等が工場外の相當距離にある場合、尙之を工場附屬建設物として工場危害豫防及び製生規則第二十條を適用して差支ないか。

答 本問の如く相當距離を有する場合に付ては四圍の事情を參酌し、適用上公正を維持す

ることに注意して決定するの外なからう。

問 工場寄宿舎に收容する職工の中に熱性患者が多数発生し、診断の結果「パラチフス」と決定したので工場は遂に一時閉鎖の止むなきに立ち至つた。之が豫防上職工に對し採血を爲し細菌學的検査を爲す必要があり衛生法規に基き之を爲し得るは勿論のことであるが、工場法第十四條の検査に是等の権限をも包含するものと解釋して差支ないか。

答、見解の通りである。

問 警察署長に對し諸種の經由願届書類の調査を爲すことを命じたるを以て、該官は當該事項に對し工場に臨検して調査を爲すが如き所謂工場法施行の任に當る場合あり、此等の場合には當該官吏として工場法第二十一條の適用を受くべきか。

答 警察署長に委任したる場合は當該官吏と認められる。

問 軍需工業動員法に依る保護工場に對する工場法第十四條の運用如何。

答 軍需工業動員法第十七條は工業的發明に係る物又は方法に關し豫め政府の承認を得たる事項又は設備に付ての報告、検査其の他従業員に對する質問を禁止してゐるが、同法第十一條乃至十三條及第十六條に依り工場事業場等の所有者、管理者、従業員等に對し負はしめた負擔の一部を解除するものであつて、工場法第十四條に基く権限を制限する

義ではない。然しながら工場臨検の實際の運用に付ては軍需工業動員法第十七條の精神を尊重し、當該發明の保護に必要な限度に於ては工場法施行上必要止むを得ざる場合の外工場法第十四條の権限を行使せざるを可とする。

問 工場法第十六條に所謂職工徒弟は職工徒弟たらんとする者の戸籍の證明に關しては、戸籍に記載した事項に付き證明を求めらるる場合、並に戸籍法第六十七條の届出受理の證明書、届出書類に記載した事項に付證明書を請求した場合は、無償で受付すべきものであつて戸籍法第十四條の戸籍の謄本若は抄本の交付に付ては手数料を徴収すべきものと解して然るべきか。

答 市町村長が職工徒弟又は職工徒弟たらんとする者の戸籍に關し證明を與ふるときは手数料を徴することを得ないが、届出受理の證明書又は戸籍の謄本若は抄本の交付を爲す場合には手数料を徴すべきものとする。

問 工場法第十六條中職工徒弟又は職工徒弟たらんとする者の戸籍に關し云々とあるは、職工徒弟たらんとする者自身のみに屬する戸籍記載事項を指す趣旨であるか、又職工徒弟たらんとする者は勿論其者と同一戸籍内に在る總べての戸籍記載に關する事項をも包含するか。

答 後段見解の通りである。

問 工場法第十八條の「本法施行區域」内とは如何。

答 本邦領土内にして植民地（臺灣、朝鮮及樺太等）を除く。

問 工場管理人は工場法施行區域内に居住する場合には外國人にて差支ないか。

答 差支ない。

問 工場管理人に代理人を認めるか。

答 然り。

問 工場法の適用を受ける合名會社織布工場が破産の宣告確定後、破産管財人の意見により清算の主旨に反せざる範圍内に於て、第一回債權者會議を開く迄從來の通り事業を繼續することとなつた。此の場合に於て會社は破産宣告確定に依り事業經營の能力なきに依り、破産管財人を工業主として之に工場法を適用すべきものと思料せられるが此の點如何。

答 破産宣告確定後事業を繼續する場合に於ても破産法第四條の範圍内に於て存続する從來の法人が工業主である。尤も該法人の業務執行機關は破産法第七條に依る破産管財人が之に當らねばならぬことになる。

問 改正工場法の施行前に治癒した傷害に對する障害扶助料の支拂手續が遅延し、現實の支拂が改正工場法施行後となつた場合は舊法に依つてよいか。

答 見解の通りである。

問 左記の事業を爲す工場は工場法施行規則第三條「紡績の業務」の範圍に屬するか。

一、事業の種類

石綿糸、石綿パッキング、石綿布及石綿加工品其他石綿製品の製造

一、作業方法

原料亞弗利加産石綿原石を「フレット」で碎いて纖維となし、更に荒打機及び打綿機プレーカーで叩いて綿狀となす。更に混綿機で各種石綿を混合して紡績工程に適當なる原綿を作り、「カード」で梳り「リング」に依つて篠に紡ぎ單糸となす。更に撚糸機に依つて撚りかけ、合糸機にて石綿糸を製造し更に之を「ヤーンロープパッキング」に製造する。又石綿糸を織機にかけて石綿布を製造し、進んで種々なる加工品を製作する。

答 工場法施行規則第三條「紡績の業務」とは動植物性纖維に依る趣旨であつて、石綿を原料とするものは包含しない。

問 工場法第九條及び之に關聯する同法施行規則第五條第四號に依ると、保護職工をして電機の取扱を爲さしむる事を得ずと定められてゐる。然るに左記の如き電動機の取扱は實際に於て何等の危険なきのみならず、之を禁止するときは新式設備の力織機及「リング」精紡機の運轉に根本的の改良を加ふることとなり、女工を全部成年男工に改めるが如きことは實際上不可能であるが此の點如何。

(イ) 「リング」精紡機一臺毎に電動機を取付け、之に依つて運轉せしめ管上げの都度電動機は五五〇「ボルト」八馬力半にして廻轉中の馬力は普通四馬力内外であり「ハンドル」は「エポナイト」にて絶縁し、電動機には危険防止の装置完備し取扱上何等の危険がなく。

(ロ) 力織機一臺毎に二三〇「ボルト」半馬力の電動機を床下へ備へ付け「ハンドル」に依り床下の「スイッチ」を開閉して織機を運轉する、而して之に従事するものは女子である。

答 右は工場法施行規則第五條第四號に該當せざるものとして取扱つて差支ない。

問 製材工場にあつては俗に耳摺と稱し十六歳以上の女子をして比較的小形な圓鋸を使用し、板の兩耳を切斷する作業を爲さしめてゐるが、これは工場法施行規則第五條第五號

の業務に該當するか。

答 製板に關し其の兩耳を切斷する迄の作業は工場法施行規則第五條第五號に包含するものとして取扱ふべきものである。然しながら小形の木元を小さな圓鋸に送給し、例へば小箱等を製作するが如き作業は工場法施行規則第五條第五號の所謂木材を送給する業務として取扱ふに及ばない。

問 工場法施行規則第五條第五號の鋸機に木材を送給する業務を行ふ場合、木材送給の反對側に在つて該木材に鈎鎖付鈎を差し巻取る業務は法第九條に依り女子の就業を禁止すべきであるか。

答 見解の通りである。

問 護謨練「ロール」の作業は安全装置（危険停止装置を含む）の有無に拘らず、工場法施行規則第五條に該當するものとして取扱つてよいか。

答 護謨練又は護謨型壓「ロール」の装入作業（「ローラー」より護謨を引出す作業を含まず）は工場法施行規則第五條第五號に該當し「ローラー」の運轉中の掃除等は同條第一號に該當する。

問 紡績工場、織布工場、絹絲紡績工場等に於ける打綿室、混綿室等は纖維の塵埃粉末を

著しく飛散する點に於て製綿工場、麻の梳解工場等と何等擇ぶ所なく、従つて之らの作業室に於ける業務は工場法施行規則第六條第五號に該當するものとして取扱ふべきか。

答 打綿室、混綿室等にして著しき塵埃粉末を飛散し、其の程度に於て製綿工場の梳解工場と異ならざる場合に工場法施行規則第六條第五號を適用すべきである。

問 紙及び桐經木を原料として桐紙を製造する工場に於て、桐經木を漂白する爲め格魯兒加爾基を用ひ断えず微量なる塩素瓦斯を發散する作業には女子及び十六歳未満の者の就業を禁止すべきか。

答 當該工場に於ける格魯兒加爾基を以てする漂白作業は換氣不良なる室内に於て操作をなし「クロール」瓦斯中毒の虞あるに於ては同瓦斯の定量的検査をなし、空氣千分の中〇・〇一以上の「クロール」を含有する場合には、女子及び十六歳未満の者の就業を禁止すべきである。尙除害装置として被蓋、吸引管等適當の設備を爲さしめ又は適當なる呼吸器を用ひしめる必要がある。

問 工場法施行規則第六條第七號の業務中には硝子業の型押、玉取、玉吹の業務を含むか。

答 包含しない。

問 精勤に對する賞金、増産若は材料節約に對する賞金、時間外の勤務に對する手當等は工場法施行規則第十四條の二第二號に該當するものと認めてよいか。

答 該當せず、賃金中に含む。

問 工場法施行規則第十八條の工場間とは甲乙の工場を、又工場と工場外との間とは一工場内に於ける建物内の作業場と構内の建物なき作業場とも謂ふものであるか。

答 前段に付ては同一の工業主が其の職工に付或る工場より或る他の工場に移動を行つた場合であつて、後段に付ては或る工場の職工に非ざる者を職工とするが如く所屬の移動を行ひたる場合をも包含する。

問 新たに適用を受ける工場に於て從來使用する職工名簿が、様式に示す各様の全部を具備するも其の順序が異なつてゐるときは規定に違反したことになるか。

答 職工名簿記載心得第二の二項但書の規定に依り、新名簿を調整する迄は各様の位置様式の順序を異るも差支ない。

問 工場管理貯金の認可に關し、工場法施行令第二十三條の例外が認められてゐるか。

答 工場管理貯金の認可に關しては、從來當局に於ては事業主が貯蓄金の拂戻不能又は遲滞に陥り或は職工の轉出防止の爲に足止策として不當に利用さるゝ虞ありたるを以て、

専ら制限的態度を持し來つたが支拂確保の爲めの監督に就ては將來共其の態度を變更する要無しと雖も、貯金に依る職工の轉出防止に付ては近時斯る弊害尠く、寧ろ職工解雇の場合相當額の貯蓄金の存することは職工福利の上に於ても必要である。故に爾今工場に於て職工の解雇迄据置貯金を爲さしめるが如き場合に於ても職工の保護上適當なりと認められるときは、工場法施行令第二十三條及び同施行規則第二十條の例外と認め施行令第二十四條但書に依り許可して差支ない。

問 工場法施行規則様式第三號の職工負傷疾病月報記載心得第二に、本月報には業務上と否とを問はず負傷又は疾病の爲め引續き三日又は其れ以上休業したる者に限り記載すべしとあるが、夫れ以上休業したる者とは如何。

答 三日又は夫れ以上とあるは三日又は三日以上の意味である。

問 規則第二十五條末尾「事故發生當時休業三日以内の見込の者」とあるは三日未滿の見込と解して差支ないか。

答 見解の通りである。

問 施行規則第二十五條の負傷とは業務上の負傷は勿論業務外の負傷をも包含するか。業務外の負傷を包含する。

問 工場法施行規則第二十七條の原動力とは同則第一條に掲げる原動機のみを指稱するか。將又右の外日本型水車をも包含するか。

答 包含する。

問 改正工場法施行規則第二十七條に關し整經業を專業とするものを織物業と看做して差支ないか。

答 整經業は織物業の準備工程であるが織物業となすことを得ないから、整經業のみを獨立に行ふ原動力使用工場には改正工場法施行規則第二十七條を適用する限りでない。

問 改正工場法施行規則第二十七條の織物には原動力を用ひて金網を製織するものをも包含するか。

答 金網製造は織物業でない。

問 十人未滿の職工を使用する織物工場にして、家庭用水竝原料木綿糸漂白用水汲湯に使用する爲め原動力を用ひ、織機は足踏の場合には工場法第二十四條を適用すべきものにあらずと認むべきか。

答 見解の通りである。

問 工場法施行規則第二十七條の名簿の住所は寄宿職工に付ては工場の寄宿舎を記載すべ

きであるか。

答 職工が寄宿舍に居住する場合に在つても住所は自宅に依るべきである。

問 工場法施行規則第二十七條第二項の合併とは、最低年令法の名簿を其の儘利用する意味であるか又は合冊するの意味か。

答 合冊するの意味である。

工場法關係附屬規則施行に關する

疑義解釋

工場附屬寄宿舍規則

寄泊所も寄宿舍か

問 深夜業廢止に伴ひ通勤工中、午後十時乃至十一時終業する者で、翌朝夜明けまで工場寄宿舍の一部か、或ひは其の他宿泊出来る場所に臨時又は常時宿泊せしめる場合は、其の宿泊所にも現行寄宿舍規則を適用せしめ可きであるか否か。

答 常態として宿泊せしめる場合は、假令正規の寄宿舍でなくとも本令に謂ふ寄宿舍と看做されるのである。

二階以上の階室の階段

問 工場附屬寄宿舍規則第三條の二に規定する「二階以上の寢室に對する階段」とは、單純に「二階以上を昇降する階段」を意味するのか、又は非常設備用として特設すべきものを謂ふのか、或ひは此の兩者を兼用しても差支へないと云ふ意味か。

答 寄宿舍規則第三條の二の階段は常用であると非常時用であるとを問はないが、避難の目的上寧ろ「常時使用」のもので差支へない。

防火壁の境界

問 一棟の寄宿舍を中央部に於て防火壁で仕切り、平常は廊下によつて聯絡すること恰も

普通間仕切りと何等異るところはないが、火災の場合「防火戸」を閉鎖し双方の聯絡を遮断すべき装置を施した場合は、工場附屬寄宿舎規則第三條の二第二項の適用に關し、防火壁を境界として二個の建物の如く看做し、その各々居住職工數を計算して階段設備の規定を適用しても差支へないか。

答 二階以上の寄宿舎の收容人員に應じ階段の數又は構造につき規定してゐるのは、變災に際し在住者が容易に屋外に避難することを得しめんとする趣旨であつて、質問の如き「防火戸」を設けたものであつても例へば變災の際に一旦閉鎖後婦女子の力を以て容易に開き得るといつたものでは、防火壁を境界として別個の建物と看做す必要はない。

危害豫防及衛生規則

問 製糸工場に於て使用してゐる外摺式摺輪の車軸で、左記に該當するものは、本令に依る柵圍、圓套等の装置を設けなくても差支へないか。

- (一) 動力を傳導するに調帶に依るものにあつては男子ならば一人、女子ならば二、三人協力して摺輪を握ることに依つて、その回轉を停止し得るもの
- (二) 動力を傳導するに齒輪を以てするものにあつては、有效なる「クラッチ」遊車等の動力遮断装置を有するもの

前記の中第二號は職工に其の使用方法を周知せしめてゐるものである。

答 何れも柵圍、圓套設備を設ける必要はない。

問 工場危害豫防及衛生規則第十七條に所謂「本令施行前既に設けたるもの」とは、本令施行前設けたものではあるが當時は工場法の適用なく、其の後に至つて法の適用を受けるに至つたものをも含むか。

答 見解の通りである。

問 未だ地階に就業場を有する工場はないが地階の作業場設置に付ては何等の禁止規定がないので將來これ等作業場の實現は豫想に難からざる所である。右の如き作業場に對しては二階以上として規則第二十三條第二項及第三項の規定を適用すべきものか、若は第二十四條の規定に依り地方長官に於て必要なる事項を命ずるを適當とする場合に於ては階段の設置、構造に付第二十三條第二項及第三項と全然同様なる事項を命じ差支へないか。

答 後段の通りにて差支へない。

問 規則第十五條の但書にある「作業上已ムヲ得ナイトキ」とは如何なる場合を謂ふか。

答 例へば建造中の船舶とか一時的足場の如きものである。このやうな箇所には假令墜落

危険箇所と雖も、柵圍、扶欄等を設ける必要はない。

問 規則第三十四條に於ては浴場は男女用に區別しなければならぬことになつてゐるが、然らば男女時を異にして同一浴場を使用することは許されぬ。

答 斯かる便法は許されない。實際問題としては混浴となる虞れがあるからである。

第三編

改正工場法並に附屬規則、告示及
通牒

.....工場法、同施行令、施行規則
工場法附屬諸規則及び告示、通牒
主要府縣工場法施行細則

工場法

明治四十四年三月二十九日
 法律第十二号
 大正十二年三月十六日
 法律第三十三号
 昭和二年三月三日
 法律第四十三号
 昭和十年三月九日
 法律第十号
 改正

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 (削除)

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
 主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超

ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十五條ノ二 工業主前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

工業主及職工ノ出捐スル共濟組合勅令ノ定ムル所ニ依リ工業主ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セサラシムル給付ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

第十五條ノ三 第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リ消滅ス

第十五條ノ四 第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無

償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第三條、第四條、第七條乃至第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得但シ第三條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ適用後二年以内同條ノ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ

行フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正五年一月 日勅令第八號及同年五月 日勅令第一百五十六號同年九月一日施行）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十五年六月 日勅令第五百五十二號同年七月一日施行）

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セ

ス
前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十一年十二月 日勅令第四百四十六號同十二年一月一日施行）

工場法第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ時効ニシテ其ノ進行カ本法施行前ニ始リタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期カ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第十五條ノ三ノ規定ヲ適用ス

工場法施行令

大正五年八月十三日	大正五年七月十九日	大正五年六月十七日	大正五年五月十三日	大正五年四月十一日	大正五年三月九日	大正五年二月七號	大正五年一月五號	大正五年一月三號	大正五年一月一號
勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號
昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日	昭和三年十一月十三日
勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號	勅令第十號

第一章 通 則

第一條 左ニ掲グル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ厚生大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造
- 二 行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、竹ノ皮、經木、蓼、莖又ハ藁ノ手工品ノ製造
- 三 經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
- 四 「アタン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
- 五 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
- 六 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造

- 七 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
- 八 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
- 九 手工ニ依ル組紐ノ編製

一〇 刺繡、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

- 一 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造
- 二 動物ノ剥製
- 三 水銀ヲ用フル計器ノ製造
- 四 水銀唧筒ヲ用フル魔法機ノ製造
- 五 鉛ヲ用フル鍍ノ製造
- 六 磁器又ハ磁藥ノ製造
- 七 塗料、顔料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造
- 八 亞硫酸瓦斯、「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業
- 九 硫黃ノ精製
- 一〇 「チアン」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理

- 一一 「フアクチス」ノ製造
- 一二 脂肪油ノ精製
- 一三 「ボイル」油ノ製造
- 一四 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- 一五 溶劑ヲ用フル護謨製品ノ製造
- 一六 溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護謨製品ノ貼合
- 一七 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取
- 一八 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造
- 一九 溶劑ヲ用フル野草莖ノ擦染
- 二〇 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造
- 二一 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)
- 二二 溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造
- 二三 「タンニン」酸ノ製造
- 二四 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
- 二五 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- 二六 硝化綿ノ製造

- 二七 「コロヂウム」ヲ用フル紙撚製品ノ製造
- 二八 「エーテル」ノ製造
- 二九 酒精ノ製造又ハ變性
- 三〇 「ヴィスコーズ」ノ製造
- 三一 「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
- 三二 鑛油ノ蒸溜、精製又ハ罐詰
- 三三 「アスファルト」ノ精製
- 三四 瀝質物ヲ用フル建築用ノ「フェルト」又ハ紙ノ製造
- 三五 燐寸ノ製造
- 三六 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 三七 金屬ノ熔融又ハ精煉
- 三八 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
- 三九 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
- 四〇 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
- 四一 動力ニ依ル製材、
- 四二 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)

- 四三 電球ノ製造
- 四四 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
- 四五 金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
- 四六 動力ニ依ル金屬、箔又ハ金屬粉ノ製造
- 四七 動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
- 四八 電氣用「カーボン」ノ製造
- 四九 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
- 五〇 「カーバイト」ノ製造
- 五一 石灰ノ製造
- 五二 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
- 五三 起毛又ハ反毛ノ作業
- 五四 製綿
- 五五 麻ノ梳解
- 五六 古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ襪襪類ノ選別
- 五七 骨炭又ハ血炭ノ製造
- 五八 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠

- 五九 毛髮又ハ羽毛ノ精製
- 六〇 其ノ他厚生大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

第二章 職工又ハ遺族ノ扶助

- 第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得
- 前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナシ
- 第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ
- 第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ
- 職工ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス
- 第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ工業主ハ別表ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チサルトキハ夫々百五十圓又ハ九十

圓)ヲ下ルコトヲ得ス

別表ニ掲クル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

左ニ掲クル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上ク但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 一級

二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 二級

三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 三級

別表ニ掲クルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應シ別表ニ掲クル身體障害ニ

準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スヘシ

第七條ノ二 職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル

者ニ賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チサルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓)ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給

スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 職工ノ家督相続人又ハ戸主
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ
障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ但シ工業主カ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得
遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ
工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ
職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

(參照) 健康保險法

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

- 一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス

第六十二條 保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

- 一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
 - 二 本法施行區域外ニ在ルトキ
 - 三 感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ
 - 四 監獄、留置場又ハ勞務場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ
- 他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第六十四條 保險者ハ詐、其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ期

間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十五條

保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受ケタル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第十四條

第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受ケル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金五百四十日分（其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チサルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十四條ノ二

工業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ工業主及職工ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス
地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ註可ヲ取消スコトヲ得

第十五條

工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

- 一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

- 二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條

扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

- 一 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額
- 二 職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前（賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前）三月間（雇入後三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

- 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間
- 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間
- 三 試ノ雇傭期間

四 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セララルル手當ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、別表ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條 工業主ハ遲滞ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章 職工ノ雇入及解雇

第二十一條 工業主ハ遲滞ナク職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

二 職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セララルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 (削除)

第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工、業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工若ハ別表第八級以上ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第二十七條ノ二

工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日以前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ專業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ掲クル期間ハ之ヲ算入セス

- 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 産前又ハ産後ノ女子厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間
- 三 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日(工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日)ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ賃金ニ、第十八條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條ノ三 職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキ

ハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ交付スヘシ

第二十七條ノ四 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滞ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ

地方長官ニ届出ツヘシ就業規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

就業規則ニ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一 始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項
- 二 賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項
- 三 職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項
- 四 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
- 五 解雇ニ關スル事項

地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四章 徒 弟

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スル目的ヲ以テ業務ニ就クコト
- 二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
- 三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
- 四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セララルコト

第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 徒弟ノ員數
- 二 徒弟ノ年齢
- 三 指導者ノ資格
- 四 教習ノ事項及期間
- 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 六 休日及休憩ニ關スル事項
- 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法
- 八 給與ノ方法
- 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
- 十 徒弟契約ノ條項

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十六歳未満ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危険ヲ避け及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲ニ必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラズ職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第五章 罰 則

第三十三條 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條乃至第三十六條 (削除)

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス
賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令
施行後三年内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ
得

第三十九條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月内ハ第十九
條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒
弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間内ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依
ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス
第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケララルコト
ナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本
令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

第一條 本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(勅令第五百五十三號改正)

第二條 從前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令
ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ
扶助ヲ受クルトキ亦同シ

第三條 本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ適用ヲ受クル工場ノ工
業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用セス
前項ノ工業主ハ賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受
ケ本令施行後二年以内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲
スコトヲ得

第四條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク就學ニ
關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以内ハ第二十二條、第二十五條及前條
ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡
兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ
之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一項ノ期間内ニ附則第三條第二項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス (勅令第四百四十七號改正)

本令施行前支給事由ヲ生シタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令施行後ハ

本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後

再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

(別表)

身體障害等級及障害扶助料表

等級	身體障害	障害扶助料
第一級	<p>一 兩眼ヲ失明シタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金六百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ四百八十圓ニ滿チザルトキ ハ夫々四百八十圓又ハ三百圓トス</p>
第二級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金五百三十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ四百八十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々四百八十圓又ハ 三百圓トス</p>
第三級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金四百七十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ三百四十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々三百四十圓又ハ 二百四十圓トス</p>
第四級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金四百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ三百圓ニ滿チザルトキ ハ夫々三百圓又ハ二百圓トス</p>
第五級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金三百五十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ二百八十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々二百八十圓又ハ 八十圓トス</p>
第六級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金三百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ二百四十圓ニ滿チザルト キハ夫々二百四十圓又ハ二十圓ト ス</p>

等級	身體障害	障害扶助料
第一級	<p>一 兩眼ヲ失明シタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金六百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ四百八十圓ニ滿チザルトキ ハ夫々四百八十圓又ハ三百圓トス</p>
第二級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金五百三十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ四百八十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々四百八十圓又ハ 三百圓トス</p>
第三級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金四百七十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ三百四十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々三百四十圓又ハ 二百四十圓トス</p>
第四級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金四百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ三百圓ニ滿チザルトキ ハ夫々三百圓又ハ二百圓トス</p>
第五級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金三百五十日分但シ其ノ金額 男子在リテハ二百八十圓ニ滿チ ザルトキハ夫々二百八十圓又ハ 八十圓トス</p>
第六級	<p>一 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>二 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>三 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>四 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>五 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>六 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>七 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>八 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>九 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p> <p>十 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ</p>	<p>賞金三百日分但シ其ノ金額男子 在リテハ二百四十圓ニ滿チザルト キハ夫々二百四十圓又ハ二十圓ト ス</p>

第十一級	第十級	第九級
<p>一兩兩 手目常膜眼眼 中指形等度ニ著シ 又ハ因指ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一ル一ル一大鼓十 足下モ手モ手手 第一三ハ指ヲ用 又ハ他短縮ノ四趾ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一兩兩 足足手 五第指及指 用ヲ併セ七指ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>夫テハ九十四日分但シ其ノ金額男子 ハ七十四日分但シ其ノ金額男子</p>	<p>ハ夫々九十六日分但シ其ノ金額男子 ハ夫々九十五日分但シ其ノ金額男子</p>	<p>トキハ夫々九十五日分但シ其ノ金額男子 トキハ夫々九十四日分但シ其ノ金額男子</p>

第八級	第七級	七六五四
<p>一ト神頸 足下上下上下 五趾假三三三 用ヲ併セ七指ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一得胸精尋鼓 兩女子十一一以 外丸ニ廢シタルモノ</p>	<p>一脊大 手上下上 五指三三 用ヲ併セ七指ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>ニ買金二百日分但シ其ノ金額男子 ハ夫々九十五日分但シ其ノ金額男子</p>	<p>トキハ夫々九十六日分但シ其ノ金額男子 ハ夫々九十五日分但シ其ノ金額男子</p>	<p>キハ夫々二百四十圓又ハ百五十 圓トス</p>

第十二級

七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十一	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十二	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十三	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十四	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十五	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十六	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
二十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用

買金六十日分但シ其ノ金額男子
テハ三十圓又ハ三十圓トス
女子ニ在リ
テハ二十圓又ハ二十圓トス

第十三級

七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十一	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十二	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十三	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十四	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十五	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十六	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
二十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用

買金四十日分但シ其ノ金額男子
テハ二十圓又ハ二十圓トス
女子ニ在リ
テハ十圓又ハ十圓トス

第十四級

七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十一	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十二	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十三	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十四	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十五	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十六	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十七	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十八	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
十九	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用
二十	一 手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用

買金二十日分但シ其ノ金額男子
テハ十圓又ハ十圓トス
女子ニ在リ
テハ五圓又ハ五圓トス

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 三 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 五 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾趾關節若ハ(第一趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

工場法施行規則

大正五年八月三十日 農商務省令第七十七號
 昭和二年五月二十日 昭和一號
 昭和三十七號
 昭和三十八號
 昭和三十九號
 昭和四十年三月十日 昭和三十九號
 昭和四十二年六月三十一日 昭和四十二年第六號
 昭和四十四年五月二十日 昭和四十四年第一號
 昭和四十八年四月二十日 昭和四十八年第一號
 昭和四十九年三月十日 昭和四十九年第一號
 昭和五十年三月十日 昭和五十年第一號
 昭和五十一年三月十日 昭和五十一年第一號
 昭和五十二年三月十日 昭和五十二年第一號

第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石炭機關

タービン水車、ベルトン水車及電動機トス

第二條 工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ

第三條 紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工場主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長

シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 工場法第九條ニ掲グル業務ノ範圍左ノ如シ

- 一 原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導装置ニ附屬スル勢輪、^{クラウン}曲柄、^{コネクティングロッド}連桿、^{クレスト}聯桿器、^{ロケット}唧子桿、發電機ノ「コンミュテーター」、轉子、銳利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、^{カツブリック}車軸接手又ハ之ニ準ズベキ危険ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、検査又ハ修繕スル業務
- 二 危険ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス業務
- 三 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱
- 四 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接続
- 五 鋸機ニ木材ヲ送給スル業務
- 六 危険ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍其ノ他危害豫防装置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務
- 七 完全ナル柵圍其ノ他ノ危害豫防装置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲グル業務ノ範圍左ノ如シ

一 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアン水素酸、「チアンカリウム」、「フルオール」水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸、其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

二 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ベンチン、「アルコール」

二 硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務

三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

四 火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

五 金屬、礦物、土石、骨、角、襪褸、獸毛、棉、麻、藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

六 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

七 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、礦物、土石類ノ熔融若ハ煨燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條 工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ掲クル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條 工業主職工ヲ雇入レタルトキハ雇入後三十日以内ニ醫師ヲシテ其ノ職工ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ但シ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケ三月ヲ經過セサル者ヲ雇入レタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條ノ二 工業主ハ醫師ヲシテ毎年少クトモ一回職工ノ健康診斷ヲ爲サシムヘシ
瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ其ノ他衛生上有害ナル業務ニ従事スル職工ニ付テハ前項ノ健康診斷ハ毎年少クトモ二回之ヲ爲サシムヘシ

其ノ年ニ於テ前條ノ規定ニ依ル健康診斷又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ受ケタル回数ニ應シ前二項ノ規定ニ依ル健康診斷ハ之ヲ爲サシメサルコトヲ得

第八條ノ三 前二條ノ健康診斷ニ於テハ左ノ項目ニ付計測、検査又ハ檢診ヲ行フヘシ但シ其ノ年二回以上ノ健康診斷ヲ行フ場合ニ於テハ身長、體重及胸圍ノ測定並ニ視力、色神及聽力ノ検査ハ之ヲ一回行フヲ以テ足ル

一 身長、體重、胸圍

二 視力、色神、聽力

三 感覺器、呼吸器、循環器、消化器、神經系其ノ他ノ臨床醫學的検査

四 「ツベルグリン」皮内反應検査

前項第四號ノ検査ハ其ノ反應陽性ナルコト明カナル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

「ツベルクリン」皮内反應カ陽性若ハ疑陽性ノ者又ハ醫師ニ於テ必要ト認ムル者ニ付テハ「エツクス」線間接撮影又ハ「エツクス」線透視ヲ行フヘシ

前項ノ検査ニ依リ結核性病變又ハ其ノ疑ヲ認ムル者ニ付テハ「エツクス」線直接撮影、赤血球沈降速度検査及喀痰検査ヲ行フヘシ

地方長官ハ前二項ノ検査ノ實施ヲ困難トスル工場ニ付テハ之ヲ免除スルコトヲ得

業務ノ種類又ハ作業ノ状態ニ依リ厚生大臣必要アリト認ムルトキハ第一項、第三項及第四項以外ノ項目ニ付テモ検査ヲ行ハシムルコトヲ得

第八條ノ四 工業主第八條又ハ第八條ノ二ノ規定ニ依リ職工ノ健康診断ヲ爲サシメタルトキハ健康診断ノ結果ニ關スル記録ヲ作成スヘシ

第八條ノ二第三項ノ規定ニ依リ健康診断ヲ爲サシサリシ場合ニ於テハ工業主ハ國民體力法ノ體力検査ノ體力検査票若ハ精密検査票又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診断ノ結果ニ關スル記録ノ寫ヲ作成スヘシ

前二項ノ規定ニ依ル健康診断ノ結果ニ關スル記録、體力検査票若ハ精密検査票ノ寫又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診断ノ結果ニ關スル記録ノ寫ハ各三年間之ヲ保存スヘシ

第八條ノ五 工業主ハ職工ノ健康診断ノ結果注意ヲ要スト認メラレタル者ニ付テハ醫師ノ意見ヲ徵シ療養ノ指示、就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、就業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康状態ノ監視

其ノ他健康保護上必要ナル處置ヲ執ルヘシ

第八條ノ六 工業主ハ毎年一回第八條又ハ第八條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル健康診断ノ結果(第八條ノ二第三項ノ規定ニ依リ健康診断ヲ爲サシメサリシ者ニ付テハ體力検査又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診断ノ結果)ヲ様式第七號ニ依リ地方長官ニ報告スヘシ

第八條ノ七 工業主其ノ他健康診断ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者ハ其ノ職務上知り得タル職工ノ秘密ヲ故ナク漏洩スヘカラス

第八條ノ八 工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 精神病

二 癩、病毒傳播ノ虞アル結核

三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準ズベキ急性熱性病

四 梅毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、前項第二號以外ノ結核、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル

場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 工業主ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

第九條ノ二 生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限り其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第十條 地方長官ハ前二條ヲ掲クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一號ニ依ル

第十二條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十二條ノ二 工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スヘシ

第十三條 工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシ

ムヘシ

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢索ヲ爲サシムヘシ

第十四條ノ二 工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃銀總額ニ包含セラレサルモノ左ノ如シ

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與

二 發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條 工場法施行令第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條 職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條 職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條 職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入及解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條 工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ
- 二 職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ
- 三 其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條

工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ
- 二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ

三 第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條 (削除)

第二十四條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滯ナク様

式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條 工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ掲クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク様式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 火災又ハ爆發
- 二 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂
- 三 勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂
- 四 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損
- 五 工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壊
- 六 其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十六條ノ二 工業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキハ様式第六號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十七條 工場法第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用ヒ織物又ハ撚絲ノ事業ヲ營ムモノニハ工場法第三條、第四條、第七條、第八條、第十四條及第十八條乃至第二十三條並本則第二條、第四條、第十一條、第十二條第二項、第二十一條及第二十二條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ工場ノ工業主ハ十六歳以上ノ職工ニ付其ノ住所、氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ備

シ工場ニ備付クルコトヲ要ス本名簿ハ工業労働者最低年齢法第三條ニ依ル名簿ト合併スルコトヲ妨ケス

第二十七條ノ二 第八條ノ七ノ規定ニ違反シタル者(工業主ヲ除ク)ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

附 則

第二十八條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未満ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(内務省令第十三號改正)

本令(様式第二號ノ改正規定ヲ除ク)中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス(内務省令第十六號改正)

第二十七條第一項ノ工場ノ工業主ハ本令施行後二年間ハ十六歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス(厚生省令第七號改正)

様式第一號

第 號 大正 年 月 日交付

官 社曹局又ハ
府縣印
職 名 名

工場法第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スベシ

丁編法第廿一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ
若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ各辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲
シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處
ス

竪八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリニツ折ト
爲シ表面ニ「工場臨檢票」ト記ス

様式第二號

入 雇	履 歴	所 住	女		男	
			生年 月日	名氏	生年 月日	名氏
			籍	本		

職工名簿記載心得

- 一 職工名簿ハ職工毎ニ少クとも用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハカード式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
各欄ノ位置ハ本様式ニ掲ケル順序ニ依ルヘシ但シ本則施行ノ際使用スル職工名簿ニ付テハ新名簿調製ニ至ル迄ノ間從前
ノ順序ニ依ルコトヲ得
- 三 職工名簿ハ職工ノ業務別、男女別又ハ女工及十六歳未満ノ男工ト其ノ他ノ職工トヲ區別スル等便宜ニ從ヒ各別ニ之ヲ調
製スルコトヲ妨ケス、
- 四 履歴欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ職工十六歳未満ノ者ナル場合ニ於テハ國民學校初等科ノ課程
又ハ國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ有スル學校ニ於ケル國民學校初
等科ニ相當スル課程ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル學校名及修了年月ヲ、國民學校初等科ノ課程又ハ國民學
校令第十一條ノ規定ニ依リ國民學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ有スル學校ニ於ケル國民學校初等科ニ相當
スル課程ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス
青年學校令ニ依リ就學セシメラルヘキ者ニシテ十六歳未満ノモノニ在リテハ其ノ就學スル青年學校名、入學シタル學校
及入學ノ年月ヲ記載スヘシ
- 五 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日、雇入期間ノ定アルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ

六 解雇欄ニハ雇傭ノ年月日、事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
 職工死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ

七 離職ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 イ 女工及十六歳未満ノ男工方同一日ニ於テ他工場ニモ就業スル場合ニ於テハ他工場ニ於ケル就業時間（工場法第三條第三項）
 ロ 職工力遺族扶助料ヲ受クヘキ者ヲ豫告シタルトキハ其ノ氏名、住所、職工トノ關係及豫告ノ年月日（工場法施行令第十二條但書）
 尙本欄ニハ工業主ニ於テ必要ト認ムル離職ノ記載スルモノトス

八 各業作成ノ當務者ハ離職其ノ他便宜ノ場所ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

様式第三號

氏 名	生 年 月	業 務 別 男 女 別	休 業 日 數	病 名 又 ハ 傷 害 種 類	設 置 又 ハ 日 時	治 癒 日 死 亡 日 解 雇 日	未 治 癒 日	職 工 總 數	工 場 名		
									工 場 名	職 工 總 數	
										男 工	女 工

職工負傷疾病月報記載心得

一 本月報用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス

二 本月報ニハ業務上下否トヲ問ハス負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限り記載スヘシ但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト離職之ヲ記載スヘシ

三 同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ

四 負傷及疾病ハ各別ニ取纏メテ記載スヘシ負傷ト疾病ト用紙ヲ別ニスルモ妨ナシ

五 職工總數欄ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工ノ總數ヲ記載スヘシ

六 業務別男女別欄ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混棉男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、織布工場ニ於テハ整經部女工等ニ準シ記載スヘシ

七 休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ

八 月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ三日又ハ夫レ以上トナリタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ

九 未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入り治癒シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿タスト離仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ

十 病名又ハ負傷ノ種類、設備又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ

八 結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治癒シタル者ハ治癒ノ日附、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治癒セサル者ニ付テハ未治癒ノ爲翌月へ繰越欄ニ()印ヲ附スヘシ
 様式第四號

職 工 死 傷 報 告

工場名	工場所在地		工場主又ハ工場管理人	事故發生日時 年月日 午前 時 分	事故發生場所	死者姓名 氏 名 性 生年月	死者職業 職 業 種 別	死者賃金 賃 金 被 害 ノ 部 位 及 症 狀	死亡ノ日時又ハ休業見込日敷 年 月 日 午前 時 分	災害ノ原因及發生状況 動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項	名 稱	大サ又ハ能力	災害ヲ生シタル部分	其ノ部分ノ速度、大サ等	
	工場所在地	工場主又ハ工場管理人													

職 工 死 傷 報 告 記 載 心 得

- 一 本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ職工死亡シ又ハ休業ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿織物業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製煉業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依リ員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ機關室、鍛工場、木工場、乾燥室、原料粉砕室、苛性曹達蒸餾釜場、印刷作業室、機械室ト貯炭所トノ間ノ軌道、入袋中ノ修理船何丸ノ足場等)ヲ記入スヘシ
- 十 當日被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲セル場合ニ於テハ前日ノ開始時刻ヲ記入スヘシ
- 十一 死傷者欄中
 - (一) 業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、操業工、雜役夫等)ヲ記入スヘシ
 - (二) 雇入年月日欄ニハ當該工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ
 - (三) 賃金額ニハ被害者ノ日給(繰高ノ場合其ノ他收入一定セサル場合ニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額)ヲ記入

工 場 災 害 事 故 報 告

工場名										
工場所在地										
工場主又ハ 工場管理人										
工 場 災 害 事 故 報 告	工 場 種 別	工 場 種 別	職 工 数			事 故 發 生 日 時		事 故 發 生 場 所		
			男	女	計	年	月	日	時	分
						事 故 發 生 時 刻				
						事 故 發 生 場 所				
災 害 原 因 及 發 生 状 况										
災 害 原 因 及 發 生 状 况										
災 害 原 因 及 發 生 状 况										
災 害 原 因 及 發 生 状 况										

十六 災害原因及發生状況又ハ危害豫防装置ノ状況ニ關シテハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ
様式第五號

() 年 月 日 出

- 被害ノ部位及症状ニハ例ヘハ頭部打撲、右上肋骨折、左第三指及第四指挫傷、電擊、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記載スヘシ
- 死亡日時又ハ休業見込日數ニハ死亡シタル者ニ付テハ死亡ノ日時、生命危篤ノ者ニ付テハ其ノ旨、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ
- 災害ノ原因及發生状況ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高さ又ハ深サ、災害力機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高さ、電力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及状況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ舉ケテ其ノ所未ヲ記載スヘシ但シ動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ機械又ハ動力傳導装置ニ付テハ簡略ニ記載スヘシ
- 第二十六條ニ規定セル事故ニ因リ死亡者又ハ治療ノ爲休業三日以上ヲ要スヘキ者ヲ生シタルトキハ其ノ原因ヲ簡略ニ記載シ様式第五號ノ工場災害事故報告トノ關係ヲ明ニスヘシ
- 動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項欄中
 - 名稱欄ニハ機械又ハ動力傳導装置ノ名稱(例ヘハ蒸汽機関、旋盤、圓鋸機、車軸、鋼帶等)ヲ記入スヘシ
 - 大サ又ハ能力欄ニハ機械又ハ動力傳導装置ノ大サ又ハ能力(例ヘハ馬力、長サ何米、直徑何米、幅何米、厚サ何米等)ヲ記入スヘシ
 - 災害ヲ生シタル部分欄ニハ例ヘハ曲柄、齒輪、鋸齒、車軸、車輪接手、鋼帶、鋼帶車等ヲ記入スヘシ
 - 其ノ部分ノ速度、大サ等欄ニハ運轉數何程、輪周速度何米、長サ何米、幅何米、厚サ何米等ヲ記入スヘシ
- 危害豫防装置ノ状況欄ニハ災害ノ發生セル機械、設備其ノ他ノ場所ニ危害豫防装置(例ヘハ高さ何米ノ木製構、何種ノ圓筒丸棒ヲ使用セル高さ何米ノ手欄、金網製護蓋、機械運轉中ハ開カサル様爲シタル危險部ヲ蔽ヘル戸等)アルトキハ之ヲ記入スヘシ
- 災害原因及發生状況又ハ危害豫防装置ノ状況其ノ他ニ關シ本欄ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

工場災害事故報告記載心得

- 一 本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ二通差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ災害事故一件毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場監理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場監理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ賣藥製造業、セルロイド加工業、製綿業、機械類修理業、煙火製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ汽罐室、瓦斯發生罐前溶接作業場、硝化作業室、原料煮熱罐室、鑄込場、脫水作業場等)ヲ記入シ倉庫ノ場合ニ於テハ其ノ倉庫ニ格納セラレル物品ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ棉花倉庫、石油貯藏庫等)ヲ記入スヘシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ左ノ各號ニ從ヒ記入スヘシ
 - (一) 火災ノ場合ニ於テハ火ノ原因、第一次ニ火氣ヲ傳播セシメタル物品ノ名稱、數量、狀態等及之ニ關係セル機械又ハ設備、作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ尙消火喇筒若ハ消火栓ヲ使用シタル以前ニ消火ノ爲取リタル措置アラハ其ノ狀況ヲ記載スヘシ
 - (二) 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂ノ場合ニ於テハ其ノ種類、型式、使用ノ目的、製造年月、大サ、常用壓力、附屬壓力計ノ容量、安全弁ノ種類及口径、破裂當時ノ使用壓力、水壓試驗ヲ行ヒタルモノニ付テハ其ノ年月及試驗壓力ノ原因及狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (三) 勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂ノ場合ニ於テハ勢輪又ハ高速廻轉機ノ種類、其ノ使用ノ目的、構成材料、大サ(直徑厚サ等)常用廻轉數、災害發生當時ノ廻轉數其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (四) 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索切斷シタル場合ニ於テハ其ノ常用荷重及事故發生時ノ荷重、事故ヲ惹起シタル部分(鎖索、索又ハ支柱)ノ構造、材料、大サ及製造年月日其ノ他原因發生及狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (五) 工場、附屬建築物、煙突、高架橋ノ倒壞ノ場合ニ於テハ倒壞ノ直接原因(風、地震等)、被害物件ノ構造、材料構造ノ缺陷、構造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (六) 五人以上ノ負傷者(職工以外ヲ含ム)ヲ生シタル場合ニ於テハ前各號ニ從ヒ災害事故ノ原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- 十一 前項ノ記載ニハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ
- 十二 死傷者數欄ニハ職工タルト否トニ拘ラス該當欄ニ記入スヘシ
- 十三 災害ニ因ル損害ニハ被害物ノ損害ハ其ノ種類別ニ(例ヘハ木造二階建、石造平家建、木骨亞鉛引鐵板平家建等) (坪數) (延坪) 及其ノ損害見積金額ヲ記入シ、機械、設備等ノ損害、原料、材料、製品等ノ損害又ハ災害ニ因ル作業休止ノ損害ハ各總見積金額ヲ記入スヘシ
- 十四 豫防施設狀況欄ニハ火災ニ對スル消火防火ノ施設(例ヘハ自動撒水装置、消火喇筒、消火栓、消火器具等ノ種類及配置又ハ防火壁ノ構造、防火戸等)ニ付記載シ特ニ火災ノ場所ニ於ケル施設狀況ヲ明ニスヘシ豫防施設ニ在リテハ豫防施設ヲ起シタル場所特ニ塙壁、圍壁其ノ他ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ他ノ場合ニ於テモ其ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ
- 十五 豫防施設狀況欄ニハ出入口、昇降口、階段等ノ配置、構造、扉ノ開閉等ノ不良ナリシ爲豫防施設ニ支障ヲ生シタル場合ニ

- 災害事故ニ關係アル作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (三) 勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂ノ場合ニ於テハ勢輪又ハ高速廻轉機ノ種類、其ノ使用ノ目的、構成材料、大サ(直徑厚サ等)常用廻轉數、災害發生當時ノ廻轉數其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (四) 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索切斷シタル場合ニ於テハ其ノ常用荷重及事故發生時ノ荷重、事故ヲ惹起シタル部分(鎖索、索又ハ支柱)ノ構造、材料、大サ及製造年月日其ノ他原因發生及狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (五) 工場、附屬建築物、煙突、高架橋ノ倒壞ノ場合ニ於テハ倒壞ノ直接原因(風、地震等)、被害物件ノ構造、材料構造ノ缺陷、構造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (六) 五人以上ノ負傷者(職工以外ヲ含ム)ヲ生シタル場合ニ於テハ前各號ニ從ヒ災害事故ノ原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ舉ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- 十一 前項ノ記載ニハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ
- 十二 死傷者數欄ニハ職工タルト否トニ拘ラス該當欄ニ記入スヘシ
- 十三 災害ニ因ル損害ニハ被害物ノ損害ハ其ノ種類別ニ(例ヘハ木造二階建、石造平家建、木骨亞鉛引鐵板平家建等) (坪數) (延坪) 及其ノ損害見積金額ヲ記入シ、機械、設備等ノ損害、原料、材料、製品等ノ損害又ハ災害ニ因ル作業休止ノ損害ハ各總見積金額ヲ記入スヘシ
- 十四 豫防施設狀況欄ニハ火災ニ對スル消火防火ノ施設(例ヘハ自動撒水装置、消火喇筒、消火栓、消火器具等ノ種類及配置又ハ防火壁ノ構造、防火戸等)ニ付記載シ特ニ火災ノ場所ニ於ケル施設狀況ヲ明ニスヘシ豫防施設ニ在リテハ豫防施設ヲ起シタル場所特ニ塙壁、圍壁其ノ他ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ他ノ場合ニ於テモ其ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ
- 十五 豫防施設狀況欄ニハ出入口、昇降口、階段等ノ配置、構造、扉ノ開閉等ノ不良ナリシ爲豫防施設ニ支障ヲ生シタル場合ニ

障害扶助料支給延期報告記載心得

- 一 本報告ノ用紙一頁ハ美濃紙半折大ト
- 二 本報告ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタル後還滯ナク之ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニハ扶助ヲ受クヘキ職工ノ障害扶助料支給延期承諾書ノ寫ヲ添付スヘシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ障害扶助料支給ノ後五年間之ヲ保存スヘシ
- 五 本報告ハ職工一名毎ニ用紙ヲ別ニ寫スヘシ
- 六 事業ノ種類別ニ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製糖業、菓子製造業ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 七 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 八 業務又ハ職名欄ニハ扶助ヲ受クヘキ職工ノ擔當業務又ハ職名(例ヘバ旋盤工、修繕工、染染工、雜役夫等)ヲ記入スベシ
- 九 支給延期ノ期間欄ニハ例ヘハ雇傭期間又ハ昭和 年 月 日迄ト記入スベシ

健康診断結果報告

様式第七號

工場所在地	工場名	工場主名		診断施行年月	昭和 年 月
		男	女		
		職工數	計		
事業ノ種類					

病種別	男女別		計	計	
	男	女			
傳毒、染生、病蟲及病	呼吸器ノ結核	要注意者	要検査者	其ノ他	計
	微毒				
	淋及軟性下疳				
	密生腫病				
腫瘍	其ノ他				
	其ノ他				
全身病	レウケミアス				
	脚氣				
	其ノ他				
血病、貧血、血液器ノ疾患	貧血				
	其ノ他				
	二硫化炭素中毒				
慢性中	鉛中毒				

種	其	の	他																	
				痛	炎	腫	膿	瘻	癰	疔	癩	疥	癬	癧	癭	瘤	癌			
神 經 系 及 感 應	神	經	弱																	
	ト	ラ	ホ	人																
血 行 疾 器	心	臟	腫	症																
	動	脈	硬	化	症															
呼 吸 器	其	の	疾	他																
	鼻	管	支	炎																
消 化 疾	氣	管	支	炎																
	助	の	疾	他																

種	其	の	他																	
				痛	炎	腫	膿	瘻	癰	疔	癩	疥	癬	癧	癭	瘤	癌			
器	腎	の	疾	他																
	其	の	疾	他																
皮膚 及 下 肢	脚	の	疽	疹																
	其	の	疾	他																
骨 及 運 動 器	其	の	疾	他																
	其	の	疾	他																
農 業 有 關																				
披	陰	性	性																	
	陰	性	性																	
内 反 應 ツ ル ク リ ン																				

皮膚	慢性毒化病身後 一年以上ノ者
論議	

健康診断状況報告記載心得

(用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

- 一 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スベシ
- 二 病種別欄ノ疾病分類ハ左表(内閣死亡統計ニ依ル疾病分類)ニ據ルベシ

疾病分類表

大分類	小分類	備考
傳染病及 寄生蟲病	呼吸器ノ結核 微毒 淋及軟性下疳 其他	法定傳染病、麻疹、百日咳、流行性感 胃、丹毒、呼吸器以外ノ結核、梅毒等
腫瘍	其ノ他	肉腫、筋腫、癌腫、脂肪腫等
全身病	レウマチス 脚氣 其他	糖尿病、癩血病、佝僂病、甲状腺及副 甲状腺ノ疾患等

血液及造 血器ノ 疾患	慢性中毒	神経系及 感覚器ノ 疾患	血行器ノ 疾患	呼吸器ノ 疾患
貧血 其他	二硫化炭素中毒 鉛中毒 其他	神經衰弱 トラホーム 中耳炎 其他	心臓器膜症 動脈硬化症 痔核 其他	鼻支炎 氣管支炎 肋膜炎 其他
紫斑病、脾腫ノ疾患等	アニリン中毒、ベンゾール中毒、水銀 中毒等	腎臓病、麻痺性劇薬、其ノ他ノ精神病 結膜炎、角膜炎、白内障等	心臓、心臓ノ機能的疾患等	喉頭ノ疾患、肺炎、肺鬱血、喘息、 肺氣腫、珪肺等

消化器ノ 疾患	其 腸 胃 痛 ノ 他 炎 疾	腸 炎、 食 道 ノ 疾 患、 胃 及 十 二 指 腸 ノ 潰 瘍、 腸 結 核 炎、 腹 瀉、 膽 石 等
泌 尿 生 殖 器 ノ 疾 患	其 腎 ノ 膿 炎 他 炎	腎 孟 炎、 膀 胱 炎 等
皮 膚 及 下 結 核 疾 患	其 濕 疹 ノ 他 疹 疽	癬、 疥 癬、 疥 癬 等
骨 及 運 動 器 ノ 疾 患	其 關 節 ノ 炎 他 炎	骨 髓 炎 等

注意 備考欄記載ノ疾病ハ小分類中「其ノ他」ニ屬スルモノトシテ取扱
フコト

- 三 要注者欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ者ノ健康状態力作業其ノ他ニ關シ注意ヲ必要トスルモノノ員數ヲ記入スヘシ
- 四 要注者欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ休業シテ療養スルコトヲ必要トスルモノノ員數ヲ記入スヘシ
- 五 其ノ他欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ要注者及要注者以外ノ者ノ員數ヲ記入スヘシ
- 六 職業病再病欄ニハ病種別ニ分類シタルモノノ中明カニ業務ニ起因スル疾患ト認めラルルモノニ付之ヲ再記スヘシ
- 七 其ノ年「ツベルクリン」皮内反應検査ヲ爲ササルモ前年ニ於テ陽性ナリシ者ニ付テハ其ノ年ニ於テモ陽性トシテ記入ス

ハ 本報告ハ毎年一月末日迄ニ前年分ヲ取纏メ之ヲ差出スヘシ

工場附屬寄宿舎規則

昭和二年四月六日
 昭 和 二 年 四 月 六 日
 內 務 省 令 第 二 十 六 號
 昭 和 四 年 八 月 六 日
 內 務 省 令 第 三 十 六 號
 昭 和 五 年 三 月 八 日
 昭 和 十 五 年 三 月 八 日
 昭 和 十 七 年 三 月 八 日
 昭 和 十 七 年 九 月 二 日
 昭 和 十 七 年 八 月 二 日
 昭 和 十 七 年 八 月 二 日
 昭 和 十 七 年 八 月 二 日
 昭 和 十 七 年 八 月 二 日
 昭 和 十 七 年 八 月 二 日

- 第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ附屬スル寄宿舎ニ之ヲ適用ス
 - 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲寄宿舎ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スヘシ但シ除害、豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セス
 - 一 爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性品ヲ取扱フ作業場
 - 二 窯爐ヲ使用スル作業場
 - 三 瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場
- 地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危險ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認めルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命シ必要ト認めルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第三條 寢室ハ建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ建物ノ外壁、床、屋根、階段及柱ヲ市街地建築物施行規則第一條ニ規定スル耐火構造ト爲シタル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條ノ二 常時十五人以上ノ職工カ二階以上ノ寢室ニ居住スル建物ニ在リテハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通スル二以上ノ階段ヲ設クヘシ但シ二階以上ノ寢室ニ居住スル職工カ常時五十人ニ滿チサル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル避難斜面其ノ他適當ナル避難設備アルトキハ此ノ限ニ在ラス

二階以上ノ寢室ニ居住スル職工カ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ建物ノ外壁ニ附セラレタル屋外階段ニ付テハ第五號及第八號ノ規定ヲ適用セス

- 一 踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト
- 二 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト
- 三 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
- 四 踊場ハ長サ三尺五寸以上トナスコト
- 五 蹴込板又ハ裏板ヲ附スルコト
- 六 廻殺ヲ設ケサルコト
- 七 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

八 幅内注三尺五寸以上ト爲スコト

九 各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障碍物ナキコト

前二項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタル建物ニシテ地方長官已ムコトヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

第三條ノ三 階段竝之ト連絡スル通路及出口ニシテ常時使用セサルモノニ付テハ之ニ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難ノ用ニ供シ得ル様有效ニ保持スヘシ

第四條 寄宿舎ノ廊下ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スヘシ

寄宿舎ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル様ニ爲シ置クコトヲ要ス

第五條 寢室、食堂、病室其ノ他職工(徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 寢室及病室ニハ屋根小屋根ヲ露出セサル様天井ヲ設クヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋根ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 寢室及病室ノ外窓ニハ少クトモ雨戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クヘシ寢室及病室ト廊下トノ間ニ戸、障子、壁ノ類ノ設ケナキ場合ニ於テ其ノ廊下ノ外窓ニ付亦同シ

寢室及病室ト廊下トノ間ニ紙障子ノミヲ設クル場合ニ於テハ其ノ廊下ノ外窓ニ雨戸又ハ硝子戸ヲ設クヘシ

第八條 食堂及炊事場ノ床ハ土間（石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マス）ト爲スコトヲ得ス

第九條 寢室ハ收容人員一人ニ付室面積（押入及床ノ間ヲ除ク）〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ス但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 寢室ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

寢室ニハ之ニ收容スル右ノ氏名及定員ヲ入口ニ掲クヘシ

第十一條 交替就業ノ爲就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ寄宿職工ヲ同一ノ寢室ニ收容スルコトヲ得ス但シ十六歳未満ノ者及女子ヲ收容セサルモノニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 寄宿舎ニハ職工毎ニ専用セシムル爲必要ナル寢具ヲ備附クヘシ

寢具ハ少クトモ其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フヘシ

寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時時之ヲ日光ニ曝シ且其ノ白布及敷布ハ時時之ヲ洗濯スヘシ

第十三條 食堂ニハ職工ヲシテ坐食ヲ爲サシムル場合ヲ除クノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備附クヘシ

第十四條 寄宿舎ニ於テ使用スル食器ハ常ニ清潔ニ保チ時時消毒スヘシ

第十五條 寄宿舎ニハ工場法施行規則第八條ノ八第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第十六條 寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ醫師ヲシテ毎年少クトモ二回健康診斷ヲ爲サシムベシ

第十七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

寄宿舎ニ於テハ唾壺以外ニハ唾痰ヲ喀出スルコトヲ得ス

第十八條 寄宿舎ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス

「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ニ使用セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出装置ト爲スヘシ

第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號（流行性腦脊髓膜炎ヲ除ク）ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレハ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同シ

前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法施行規則第五章ノ規定ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水（防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分）ヲ使用スヘシ

(參照) 傳染病預防法施行規則

第五章 消毒方法

第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一 燒却
- 二 蒸汽消毒
- 三 煮沸消毒
- 四 藥物消毒

第二十二條 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムハ

シ

蒸汽消毒ヲ施行セムトスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 消毒ニ因リ絨色ノ履アルモノハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アルモノハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト
- 二 衣類ハ襟メ袖又ハ衣襟ヲ檢索シ縫綴又ハ殺火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト

第二十三條 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前條第二項第一號ヲ準用ス

第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並ニ其ノ製法及用法左ノ如シ

- 一 石炭酸水 防疫用石炭酸三
分水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

二 「クレゾール」水 三分水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石炭液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

三 昇汞水 昇汞一分、普通食
鹽一分、水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇・五「グラム」ヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百グラムノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キルモノハ「スカレット」、「フクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ着色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四 煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱
ヲ發シ崩壊スルモノ

煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加
ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 煨製石灰二
分水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

五 「クロール」石灰水 一分水九十五分

「クロール」石灰水ノ製法及用水ハ石灰乳ノ例ニ依ル

六 「フォルマリン」水 一分水三十四分

- 七 「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定置ノ「フォルマリン」ニ定置ノ水ヲ加フヘシ
- 「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ殺生セシムヘシ
- 「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ用シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ
- 一 消毒室内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五グラム以上ヲ殺生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ定置シタル後七時間以上閉閉シ置クヘシ
 - 二 物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノハ真空裝置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
 - 三 真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ
- 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒室内又ハ土藏道、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ閉閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
- 内務大臣ノ指定シタル藥品ニシテ傳染病研究所ノ檢定ニ合格シタルモノ又ハ之ヲ原料トシテ傳染病研究所ノ指示スル製法ニ從ヒ調製シタル藥品ハ傳染病研究所ノ指示スル所ニ從ヒ之ヲ前項各號ノ藥品ニ代用スルコトヲ得
- 第二十九條 「コレラ」、赤痢、嘔「チフス」及「パラチフス」ニ付消毒法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 尿尿、吐瀉物及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、履具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、履具等
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物殘渣等
 - 六 病室ノ糞、敷物、寢具、便器等
 - 七 便所、便池、手洗鉢等

- 八 便所、便器器具、弁戶、水槽等
 - 九 芥溜、下水溝等
- 痘瘡及猩紅熱ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾液、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、履具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、履具等
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
 - 六 病室ノ糞、敷物、寢具、便器等
 - 七 痘疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
 - 一 鼻汁、唾液及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、履具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、履具等
 - 五 病室ノ糞、敷物等
- 「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾液及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
 - 二 患者ノ用ニ供シタル衣類、履具等
 - 三 看護人及其ノ使用シタル衣類、履具等
 - 四 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等
 - 五 病室ノ糞、敷物、寢具、便器等

「ベスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
一 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ他ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
二 死體

三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、履具、運搬器具等
四 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、履具等
五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
七 鼠ノ棲息、交通スル場所

第二十六條 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

一 患者

患者ハ治療シタルトキ入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ濡濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス
入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ第十二條ニ依ル

二 死體

死體ヲ相ニ敷ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ充分撒布シ又ハ石炭酸水、「クレゾ

三 尿尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物

尿尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水、其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ苛性石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「タロール」石灰水ヲ加ヘ充分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ焼却スヘシ

四 病者ニ接觸シタル者
看護人、患者ノ家人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病者ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ
手足ノ消毒ニハ石炭酸水、「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ
衣類、履具、敷物、布片等
煮沸消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スベシ
絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
患者、死體、病室汚染物件ノ運搬器具
患者、死體又ハ病室ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル籠籠、釣籠、車等ハ使用ノ都度石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ
七 圖書、書類等
「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
硝子器、陶器、磁器、鑲製品、竹木製品等
石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水、石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ氣熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ
九 革類、革製品、漆器其ノ他ノ漆物類、護脚製品、「セルロイド」製品、護脚製品、糊製品、膠製品、紙製品、毛皮、象牙、犀甲、角等
石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

蒸気消毒及煮沸消毒ハ本號ノ消毒ニ適用セス
室内各部

十 石炭酸水、「クレゾール」水、昇永水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

十一 便所、芥油、溝渠等
便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ燻製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ充分攪拌スヘシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ経過スルニ經サレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス
芥油及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ燻製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ燻製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

十二 井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ燻製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五十分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ充分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ蒸熱汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

昇永水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

十三 船舶、汽車、電車等

船舶又ハ車室内部ノ消毒ハ第十號ニ準スヘシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ燻製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ経過シタル後之ヲ汲出スヘシ

十四 動物ノ死體、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スヘシ

第二十七條 衣類、履具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ第二十一條各號ノ消毒方法ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムヘシ

第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應ジ適當且十分ナル便所及洗面裝置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面裝置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ増設ヲ命スコトヲ得

第二十一條 寄宿舎ノ管理ニ關シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 本令並寄宿舎ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十三條 本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及

第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舎ニ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セス第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スヘシ

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス（内務省令第三十六號改正）

第三條ノ二ノ規定ハ本令施行後二年間之ヲ適用セス

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス（厚生省令第九號改正）

工場危害豫防及衛生規則

昭和四年六月二十四日
 昭和三十五年四月十四日
 昭和三十七年三月十七日
 昭和三十七年八月二十八日
 昭和十七年八月二十八日
 昭和三十七年八月二十八日
 昭和三十七年八月二十八日

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ之ヲ適用ス

第二條 原動機及動力傳導裝置ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ適當ナル柵圍又ハ被覆ヲ設クヘシ

第三條 動力傳導裝置ノ調帶ノ繼目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得ス但シ露出面力弧面ヲ爲シ危険ナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ適當ナル柵圍若ハ被覆ニ依リ又ハ据附位置ノ關係上接觸ノ虞ナク且運轉中手ニテ取扱フコトナキ調帶又ハ動力弱小若ハ速度緩ニシテ危険ナキ調帶ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條 動力傳導裝置ノ車軸接手、車軸留輪、聯軸器、調車其ノ他廻轉部分ニ附屬セル「セツトスクリユー」、「ボルト」、「ナット」及楔類ノ頭部ハ突出セサルモノヲ用フルコトヲ要ス但シ露出面力弧面ヲ爲シ危険ナキトキ、適當ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業（掃除、注油、検査、修繕等ヲ含ム）若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 遊車ヲ使用スルモノニ在リテハ遷帶裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルモノ又ハ危険ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ遷帶裝置ニハ調帶力不意ニ固定車ニ移ルコトヲ防止スル裝置ヲ爲スヘシ

第六條 調車ト隣接車輪、軸承、車軸接手等トノ間隔狭小ニシテ其ノ間ニ調帶力脱落シ危害ヲ生スル虞アル場合又ハ車軸ノ運轉中調帶ヲ調車ヨリ時々取外シ置ク場合ニハ適當ナル調帶受ヲ設クヘシ

第七條 注油ノ爲接近スルコト危険ナル動力傳導裝置ニハ安全ナル給油裝置ヲ設クヘシ

第八條 作業場所ニハ事故發生ノ場合ニ於テ速ニ原動機又ハ動力傳導裝置ノ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ但シ作業場所ヨリ原動機据附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ係員ヲ常置セル原動機室ニ通スル應急停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 原動機及動力傳導裝置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘシ

原動機、動力傳導裝置又ハ機械ノ運轉ヲ停止シテ掃除、注油、検査、修繕等ヲ爲シツツアル際ニ他人力之ヲ運轉シ危害ヲ生スル虞アルトキハ之ヲ防止スル爲適當ナル裝置又ハ處置ヲ爲スヘシ

第十條 動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外柵圍被覆其ノ他適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル機械ノ部分ハ廻轉力停止スルニ非サレハ開クコト能ハサル裝置

ト爲スヘシ

- 一 綿絲紡績機械ニ於ケル荒打綿機ノ「フアン ドーア」、打綿機ノ「ピーター カバー」及「ダー ト ドーア」、梳綿機ノ「シリンドラー」ノ「フロント プレート」(但シ真空掃除器ヲ使用スルモノヲ除ク)、練篠機若ハ粗紡機ノ「ヘッドストック」ノ「ギヤーリング カバー」
- 二 絹絲紡績機械ニ於ケル切綿機ノ「シリンドラー カバー」
- 三 其ノ他前二號ニ準スヘキモノ

第十二條 動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ運轉ヲ停止シ得ル裝置ヲ設クヘシ但シ連続セル一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮斷裝置ヲ有スルモノ又ハ危険ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 粘性物質ヲ煉捏スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ事故發生ノ場合ニ於テ被害者カ直ニ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ

第十四條 運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ従事スル爲頭髪又ハ被服力之ニ捲込マレ危害ヲ受クル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當ナル帽子又ハ作業服ヲ着用セシムヘシ

職工ハ作業中前項ノ帽子又ハ作業服ヲ着用スルコトヲ要ス

第十五條 物品ノ揚卸口、槽、車軌道、階段其ノ他従業者ノ墜落シ危害ヲ生スル虞アル箇所ニハ柵

圍、扶欄、蓋等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 作業用可搬梯子ニハ滑止其ノ他轉倒ヲ防止スルニ適當ナル裝置ヲ爲スヘシ但シ床面其ノ他ノ關係上危険ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 機械間又ハ之ノ下他ノ設備トノ間ニ設クル通路ハ本令施行前既ニ設ケタルモノヲ除クノ外幅二尺六寸以上ナルコトヲ要ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 危険ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘシ

第十九條 職工ハ溢リニ危害豫防裝置ヲ取外シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシムル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 地方長官ハ爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業場、貯藏倉庫、置場、貯槽類又ハ容器ニ付危害豫防ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十一條 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造、取扱若ハ貯藏ヲ爲ス場所、瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所其ノ他火災ノ危険著シキ場所ニ於テハ直接作業ニ必要ナル場合ノ外火氣ヲ使用シ又ハ火花ヲ發セシムルコトヲ得ス但シ安全燈、電燈其ノ他危険ナキモノノ使用ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場所ニハ喫煙其ノ他不必要ナル火氣使用禁止ノ旨ヲ揭示スヘシ

第二十二條 油又ハ印刷用インキ類ニ依リ浸染シタル襦袢紙屑等ハ不燃性ノ容器ニ收メ其ノ他適當

ナル處理ヲ爲スヘシ

第二十三條 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造若ハ取扱ヲ爲ス作業場又ハ常時五十人以上ノ職工ノ就業スル作業場ニハ火災等ノ場合ニ於テ容易ニ安全ナル場所ニ避難シ得ル爲適當ナル二以上ノ出口ヲ設クヘシ

常時十人以上ノ職工カ二階以上ニ於テ就業スル場合ニハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通スル二以上ノ階段ヲ設クヘシ

二階以上ニ於テ就業スル職工カ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- (一) 踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト
 - (二) 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト
 - (三) 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
 - (四) 幅内法三尺五寸以上ト爲スコト
 - (五) 廻段ヲ設ケサルコト
 - (六) 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト
 - (七) 各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト
- 作業ノ性質、建設物ノ構造設備等ノ關係上其ノ必要ナキ場合又ハ本令施行前既ニ設ケタル建設物

ニ付已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十四條 地方長官ハ火災等ノ場合ニ於ケル避難ノ爲作業上ノ通路、階段及出口ノ設置構造ニ付必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 第二十三條ノ規定ニ依ル出口、前條ニ依リ設置ヲ命セラレタル出口及之ニ通スル通路若ハ階段ニシテ當時使用セサルモノニハ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難シ得ル様有效ニ保持スヘシ

第二十六條 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之カ危害ヲ豫防スル爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十七條 左ニ掲クル場所ニハ必要アル者以外ノ者立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨揭示スヘシ

- 一 爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯藏ヲ爲ス場所
- 二 毒劇藥、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス場所
- 三 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所
- 四 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ溢リニ立入ルコトヲ得ス

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ關シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 研磨機ニ依ル金屬研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ罐詰其ノ他物體ノ飛來ノ虞アル作業、高熱物體又ハ毒劇藥、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ従事スル職工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ
職工ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十九條 衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食事ノ場所ヲ設クヘシ但シ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル場合ニハ此ノ限ニ在ラス
毒劇藥、毒劇物其ノ他有害物品ノ取扱ヲ爲ス工場、多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ爲身體ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面装置ヲ設ケ必要品ヲ備フヘシ
前二項ノ工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽装置若ハ浴場ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三十條 織機ノ杼力杼通ノ爲緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フヘシ
職工ハ杼通ノ爲緒ヲ吸出スヘカラス

第三十一條 地方長官ハ衛生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ工場及附屬建設物ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ増加又ハ照明装置其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ

虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

救急用具及材料ノ備附場所及使用方法ハ之ヲ從業者ニ周知セシムヘシ

第三十三條 食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條ノ八第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十四條 更衣所及浴場ハ之ヲ男女別ニ區別スヘシ

第三十四條ノ二 工業主安全管理者ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ安全管理者ヲ選任スヘシ但シ作業ノ狀況ニ依リ危害又ハ衛生上有害ノ虞少キ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ選任セサルコトヲ得
安全管理者ハ工業主ノ指揮ヲ承ケ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關スル一切ノ事項ヲ管理ス

安全管理者ハ安全日誌ヲ作成シ危害豫防及衛生ニ關シ爲シタル處置ヲ記載シ置クヘシ

第三十四條ノ三 工業主工場醫ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ工場醫ヲ選任スヘシ
工場醫ハ醫師タルコトヲ要ス

工場醫ハ工業主及安全管理者ノ指揮ヲ承ケ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル衛生ニ關スル事項ヲ掌ル

工場醫ハ毎月少クトモ一回工場及其ノ附屬建設物ヲ巡視シ設備又ハ作業方法ニシテ衛生上有害ノ虞アル場合ハ應急處置又ハ適當ナル豫防ノ處置ヲ爲スヘシ

工場醫ノ選任アル工場ノ工業主工場法施行規則第八條又ハ同規則第八條ノ二ノ規定ニ依リ職工ノ健康診斷ヲ行フ場合ニ於テハ工場醫ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第三十四條ノ四 工業主安全管理者又ハ工場醫ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ安全管理者又ハ工場醫死亡シタルトキ亦同シ

地方長官必要アリト認ムルトキハ工業主ニ對シ安全管理者又ハ工場醫ノ増員又ハ改任ヲ命スルコトヲ得

第三十四條ノ五 工業主ハ工場及其ノ附屬建設物ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關スル事項ニ從事セシムル爲安全委員ヲ選任スヘシ但シ常時十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ之ヲ選任セサルコトヲ得

安全委員ハ工業主、安全管理者及工場醫ノ指揮ヲ承ケ毎日工場及其ノ附屬建設物ヲ巡視シ設備又ハ作業方法ニシテ危害ヲ生シ又ハ衛生上有害ノ虞アル場合ハ應急處置又ハ適當ナル豫防ノ處置ヲ爲スヘシ

第三十四條ノ六 工業主安全委員會ヲ設ケタルトキハ安全委員會規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ安全委員會規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三十五條 地方長官ハ前各號ニ定ムルモノノ外工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命スルコトヲ得

第三十六條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一條ノ場所ニ於テ喫煙ヲ爲シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ料料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條、第二十八條第一項及第三十條ノ規定ハ本令施行後一年間、第八條、第二十三條第一項乃至第三項、第二十九條第二項及第三十四條ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後一年間、第二條、第三條第一項、第四條乃至第七條、第十條乃至第十三條、第十五條、第二十六條及第二十九條第一項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後二年間之ヲ適用セス

本令施行前既ニ設ケタルモノニ付第二十三條第四項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ本令施行後四月以内ニ其申請ヲ爲スヘシ

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス（厚生省令第八號改正）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（厚生省令第四十號一部改正）

工場法施行規則第八條但書、第八條ノ二第三項、第八條ノ四第二項及第三項、第八條ノ六ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ指定スル健康診断

(昭和十七年二月二十五日
厚生省告示第八十號)

工場法施行規則第八條但書、第八條ノ二第三項、第八條ノ四第二項及第三項、第八條ノ六ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ指定スル健康診断左ノ通定ム

一、國民體力法ニ依ル體力検査ニシテ工場法施行規則第八條ノ三ノ規定ニ依ル健康診断項目ト同一項目ニ付實施セルモノ

一、健康保險法ニ依ル健康診断ニシテ工場法施行規則第八條ノ三ノ規定ニ依ル健康診断項目ト同一項目ニ付實施セルモノニ付テハ其ノ項目

一、結核豫防法ニ依ル健康診断ニシテ工場法施行規則第八條ノ三ノ規定ニ依ル健康診断項目ト同一項目ニ付實施セルモノニ付テハ其ノ項目

一、國民學校修了者ニ對シ國民職業指導所ニ於テ職業指導ノ爲行フ健康診断ニシテ工場法施行規則第八條ノ三ノ規定ニ依ル健康診断項目ト同一項目ニ付實施セルモノ

一、職工雇入前ニ他ノ工業主ガ工場法施行規則第八條ノ二ノ規定ニ依リ行ヒタル健康診断

工場法施行規則中改正省令施行ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生大臣ヨリ各地方長官宛)

本月十日厚生省令第七號ヲ以テ工場法施行規則ハ一部改正セラレ三月一日ヨリ施行相成候處、今回ノ改正ハ工場勞務者ノ保健對策ヲ改善強化セントスルモノニシテ其ノ要旨ハ

一、健康診断ノ實施範圍ヲ擴張シタコト

二、採用後一定期間内ニ於ケル健康診断ノ實施ヲ新タニ規定シタコト

三、結核ノ早期發見ヲ期スル爲健康診断ノ検査項目ヲ擴充シタコト

四、右健康診断ノ結果ニ對スル措置ニ關シ新タニ規定ヲ設ケタルコト

以上四點ニ有之候モ、尙之ガ施行ニ當リテハ別添「勞務者健康診断施行標準」ニ準據セシムル様致度此段依命通牒候

勞務者健康診断施行標準

一、工場法施行規則第八條ノ二第二項ニ依リ毎年少クトモ二回健康診断ヲ爲サシムベキ衛生上有害ナル業務ノ主ナルモノハ左ノモノヲ取扱フ場所又ハ發生スル場所ニ於ケル業務トスルコト
水銀又ハ其ノ化合物(朱ノ如キ無害ナルモノヲ除ク)

鉛又ハ其ノ化合物

酸化亜鉛(亞鉛又ハ其ノ合金ヲ熔融スル場合ノ煙氣ヨリ入)

黃磷又ハ磷化水素

砒素化合物

チアン化合物

クロール化合物

マンガン化合物

クロール臭素

弗化水素

鹽酸蒸氣

硫酸蒸氣

亞硫酸瓦斯

硫化水素

硝氣(酸化窒素類)

アンモニア

一酸化炭素

二硫化炭素

フォルムアルデヒド

アクロレイン

エーテル蒸氣

醋酸エチル

醋酸アミル

四鹽化エタン

テレピン油

クール蒸氣

ベンゾール

アニリン其ノ他ノ芳香族及其ノ誘導體

石油瓦斯及蒸氣

多量ノ炭酸瓦斯

多量ノ硅酸塵又ハ之ニ類スルモノ

ラジウム其ノ他ノ放射能物質

紫外線

「エックス」線

白熱光線

眩光

二、工場法施行規則第八條ノ三第一項及第四項ニ依リ勞務者ニ對シテ行フベキ健康診斷ノ方法ハ概ネ左記ニ依ルコト

- 1、身長計測 被檢者ノ靴、足袋等ヲ脱セシメタル後、身長計ノ臺上ニ兩爪先ヲ少シ開キ背部、臀部又ビ兩肢ヲ尺柱ニ接シ、兩上肢ヲ自然ニ體側ニ垂シ、頭部ハ耳眼水平面ヲ保チ得ル姿勢ヲトラシメ身長ヲ計測スルコト。身長ノ記錄ハ單位ヲ纏トシ單位以下一位ニ止ムルコト
- 2、體重計測 被檢者ヲシテ衣類ヲ脱セシメタル後、體重計ノ秤臺ノ中央ニ兩足ヲ揃ヘ直立靜止ノ姿勢ヲトラシメ體重ヲ計測スルコト。體重ノ記錄ハ單位ヲ疋トシ單位以下一位ニ止ムルコト
- 3、胸圍計測 被檢者ヲシテ自然ノ起立姿勢ヲトラシメタル後被檢者ノ背面ニ於テハ兩肩胛骨ノ直下部ニ、其ノ前面ニ於テハ兩乳頭ノ直上部（女子ニシテ乳房大ナル場合ハソノ直下部）ニ卷尺ヲ當テ、肩、頸及上肢ヲ緊張セシメザル様、簡單ナル會話ヲ試ミツツ呼吸ノ安靜ナル場合ニ於テ呼氣ノ終リタル時ニ胸圍ヲ計測スルコト。胸圍ノ記錄ハ身長ノ場合ト同様トスルコト
- 4、視力検査 明ルキ室内ノ壁面ニ萬國式試視力表ヲ掲ゲ被檢者ヲシテ其ノ前方五米ノ所ニ起立セシメ先ツ左眼ヲ被ヒ右眼ニテ試視力表ヲ注視セシメ、其ノ視得ル最小視標ヲ求メ之ニ該當セ

ル數字ヲ以テ右眼ノ視力トスルコト。左眼モ之ニ準ジテ行フコト。眼鏡ヲ當用スル者ニ就テハ先ツ裸眼視力ヲ決定シ然ル後眼鏡ヲ裝用シタル場合ノ視力ヲ決定スルコト。五米ノ距離ニ於テ○

●一ノ視標ヲ判別シ得ザル場合ハ視力○●一未滿ト記錄スルコト

- 5、色神検査 明ルキ室内ニ於テ直射日光ヲ避ケ石原式學校用色盲検査表ヲ用ヒ其ノ第一表、次ニ第二、第三、第四表ノ中一表、第五、第六、第七表ノ中一表ト順次ニ讀マシメ三表トモ正讀スレバ正常、第一表ヲ正讀シ他ノ二表ヲ正讀シ得ザルモノヲ異常ト判定スルコト

- 6、聽力検査 被檢者ヲ被檢者ヨリ約一米ノ距離ニ於テ右耳ヲ検査者ノ方ニ向ケ着席セシメタル後水ニテ濕ラセタル指頭ヲ以テ左耳ノ外聽道ヲ強ク壓迫セシメ、低話聲ヲ以テ談話シ其ノ應答ニ依リ對話ニ妨ゲナキモノヲ正常、障碍アルモノヲ難聽、甚シク障碍アルモノ又ハ全ク聽取シ得ザルモノヲ聾ト判定スルコト

- 7、「ツベルクリン」皮内反應検査 日本藥局方「ツベルクリン」(舊ツベルクリン)二千倍溶液ノ○●一疋ヲ左前膊内側ノ皮内ニ「ツベルクリン」用注射筒ニ太サ $\frac{1}{4}$ 注射針ヲ附シタルモノヲ用ヒテ注射シ、反應ノ検査ハ注射後四十八時間後ニ於テ、注射部位ノ發赤ノ有無及大キサニ付之ヲ行フコト。發赤ノ有ル場合ハ發赤ノ徑(圓形ニ近キ場合ハ其ノ直徑楕圓形其ノ他不整形ノ場合ハ其ノ短徑)ヲ測定シ左記ニ依リ陰性、疑陽性、陽性ノ別ヲ判定シ之ヲ發赤徑ト併セ記載スルコト。單位ハ耗トシテ單位以下ハ切捨テルコト

發赤徑

判定

○耗以上四耗以下 陰性
 五耗以上九耗以下 疑陽性
 十耗以上 陽性

- 8、赤血球沈降速度検査 ウエスターグレン氏法ニヨリ室溫ニ於テ一時間値ヲ測定スルコト
- 9、喀痰検査 喀痰検査ハ原則トシテ直接塗抹染色法ニ依ルコト。早朝喀出セル喀痰又ハ咽喉粘液ノ塗抹標本ヲ作製シ、チール、ネルセン氏法又ハチール、ガベツト氏法ニ依リ染色シ鏡檢ノ結果結核菌陽性或ハ陰性ト記載スルコト
- 三、工場法施行規則第八條ノ四ニ依リ健康診斷ノ結果ニ關スル記録ヲ作成スル場合ハナルベク別記様式ニ依リ職工別ニ之ヲ記載シ置クコト
- 四、工場法施行規則第八條ノ五ニ依リ職工ノ健康保護上必要ナル處置ヲ執ル場合ニハ概ネ左記ニ依ルコト
 - 1、健康診斷ノ結果職工ノ健康状態ヲ左ノ如ク區分スルコト
 - A、健康者
 - B、微症罹患者
 - C、赤沈値促進者

- D、要注意罹患者
 - E、陽性轉化者
 - F、疑活動性結核罹患者
 - G、活動性結核罹患者
 - H、要療養罹患者
- 健康状態判定ノ標準ハ施行標準第三號健康診斷個人票記載注意事項五ニ依ルコト
- 2、健康状態ノ區分ニ從ヒ就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、作業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康状態ノ監視ヲ左ノ如ク行フコト

健康状態判定級別	健康状態ノ監視	作業ニ對スル考慮
A、健康者	次期定期検査迄放任	作業ニ對スル考慮 特別ノ考慮不要
B、微症罹患者	臨床醫學的検査……必要ノ都度 體重測定……一ヶ月一回以上 臨床醫學的検査……必要ノ都度 赤沈検査……必要ノ都度 「エツクス」線検査……必要ノ都度	特別ノ考慮不要
C、赤沈値促進者	臨床醫學的検査……必要ノ都度 體重測定……一ヶ月一回以上 臨床醫學的検査……必要ノ都度 赤沈検査……必要ノ都度 「エツクス」線検査……必要ノ都度	作業轉換
D、要注意罹患者	臨床醫學的検査……必要ノ都度 體重測定……一ヶ月一回以上 臨床醫學的検査……必要ノ都度 赤沈検査……必要ノ都度 「エツクス」線検査……必要ノ都度	作業轉換 深夜業禁止
E、陽性轉化者	臨床醫學的検査……一ヶ月一回以上 臨床醫學的検査……一ヶ月一回以上 赤沈検査……必要ノ都度 「エツクス」線検査……必要ノ都度	深夜業禁止

F、要 要 要 罹 患 者	G、活動性結核罹患者	H、要 要 要 罹 患 者
<p>赤床検査の検査.....一日一回 エックス線検査.....一月一回 必要ノ都度</p> <p>休 養 要 要 午前一時間 午後一時間</p>		

3、前項ニ依リ就業ノ場所又ハ業務ノ轉換ヲ行ハシムベキ者ハ概ネ左ノ業務ニ就業セル者トスルコト

- (1) 製鐵高爐作業 製鐵用高爐ニ於ケル爐ノ操作、熔銑ノ取出及運搬ノ作業(鑄滓除去ノ作業ヲ含ム)
- (2) 鋼爐作業 製鋼用轉爐又ハ製鋼用若ハ鑄鋼用ノ平爐、坩堝爐ニ於ケル原料ノ裝入及爐ノ操作並ニ熔鋼ノ取出及運搬ノ作業(鋼滓除去ノ作業ヲ含ム)
- (3) 鋼造塊作業 鋼塊ト爲ス爲熔鋼ヲ鑄型ニ鑄入スル作業
- (4) 鋼壓延作業 鋼ノ壓延ノ作業、其ノ準備ノ爲ニスル加熱爐又ハ均熱爐ノ操作及加熱材料ノ運搬作業。赤熱中ノ壓延鋼製品ノ剪斷、矯正及成形ノ作業(壓延鋼材ノ酸洗及「アセチレンガス」焰ニ依ル表面整理ノ作業ヲ含ム)
- (5) 金屬鍛造作業 一吨未満ノ機械鏈又ハ五百吨未満ノ機械プレス若クハ一吨以上ノ鏈又ハ

五百吨以上ノプレスニ依ル金屬ノ鍛鍊、鍛造及其ノ準備ノ爲ニスル加熱爐ノ操作並ニ加熱材料ノ運搬ノ作業

- (6) 瓦斯爐作業 石炭瓦斯爐、骸炭爐及發生爐、瓦斯爐ニ於ケル石炭ノ裝入、爐ノ操作及骸炭又ハ殘滓ノ取出ノ作業。混成瓦斯爐又ハ水性瓦斯爐ニ於ケル原料ノ裝入、爐ノ操作及殘滓ノ取出ノ作業(石炭瓦斯高壓壓送機ノ操作ヲ含ム)
- (7) 燒結爐、焙燒爐作業、燒結爐、焙燒爐ニ於ケル原料ノ裝入、爐ノ操作及生成物ノ取出又ハ運搬ノ作業(殘滓ノ取出ノ作業ヲ含ム)
- (8) 金屬爐作業、混銑爐、製鋼用若ハ鑄鋼用電氣爐、金屬鑄物用若ハ合金用坩堝爐又ハ金屬電解爐ニ於ケル原料ノ裝入、爐ノ操作並ニ熔融金屬ノ取出及運搬ノ作業
- (9) 鋼厚板作業 厚六耗以上ノ鋼板又ハ型鋼類ノ銑打並ニ火造ノ準備ノ爲ニスル加熱爐ノ操作及加熱材料ノ運搬ノ作業。厚六耗以上ノ鋼板又ハ型鋼類ノ加工、組立及填隙ノ作業
- (10) 金屬熱處理作業、金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻及燒準ノ作業並ニ金屬ノ滲炭ノ作業
- (11) 金屬鑄造作業 金屬鑄物製造ニ於ケルハツリ及砂落ノ作業、金屬鑄物用鑄型ノ製作、熔融物ノ運搬及鑄込ノ作業。鑄型用砂ノ混合ノ作業
- (12) 金屬噴砂作業 「サンドブラスト」ニ依ル金屬品ノ仕上ノ作業
- (13) 金屬熔接作業 電弧又ハガスニ依ル金屬ノ熔接及燒切ノ作業

- (14) 非鐵金屬壓延作業 非鐵金屬ノ壓延、押出及其ノ準備ノ爲ニスル加熱爐ノ操作並ニ加熱材料ノ運搬ノ作業
- (15) 金屬濕式電解作業 金屬電解槽ニ於ケル電極又ハ電解液ノ装入、電解槽ノ操作及生成物ノ取出ノ作業(殘滓ノ取出ノ作業ヲ含ム)
- (16) 金屬電爐作業 電氣爐ニ於ケル原料ノ装入、爐ノ操作及熔融金屬ノ取出及運搬ノ作業
- (17) 金屬熔融作業 鑄物用又ハ合金用ノ金屬ノ熔融及熔融金屬ノ運搬ノ作業
- (18) 鍛冶作業 鋸ニ依ル金屬ノ鍛鍊及鍛冶ノ作業
- (19) 金屬酸洗作業 金屬品ノ酸洗作業
- (20) 高起重機運轉作業 三十米以上ノ高所ニ於ケル起重機ノ運轉ノ作業
- (21) 造船作業、造船ニ於ケル船體用鋼板又ハ鋼材ノ銑打ノ作業。船體用鋼板又ハ鋼材ノ填隙及取付ノ作業、船臺、船渠若ハ船舶ニ於テ行フ船體用鋼板又ハ鋼材ノ孔明、船體又ハ船舶ニ於ケル電弧又ハガスニ依ル金屬ノ熔接及焼切並ニ船舶用鋼材ノ撓曲、成形及其ノ準備ノ爲ニスル加熱爐ノ操作又ハ加熱材料ノ運搬ノ作業。船體又ハ船舶ニ於ケル「ペイント」塗裝ノ作業
- (22) 船舶出入渠作業 船渠ニ於ケル支柱、足場ノ取付、取外シ其ノ他船舶出入渠ノ準備ノ作業
- (23) 硝子熔解爐作業 原料ノ装入、爐ノ操作及硝子生地ノ取出ノ作業
- (24) 「セメント」製造作業。「セメント」製造用廻轉窯ニ於ケル原料ノ装入、窯ノ操作及燒成物ノ取出ノ作業

取出ノ作業

- (25) 跳降轉轍作業 進行中ノ機關車ヨリ跳降り轉轍ヲ爲ス作業
- (26) 著シキ粉塵又ハ有害ガスを發散スル場所ニ於ケル作業

別紙様式

健康診断個人票

氏名	採年月日		昭和		年		月		日	
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
性別	男	女								
年齢	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
身長	cm									
体重	kg									
視力	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
聴力	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
色覚										
臨床醫學的所見	ツベルクリ菌未定 ソ皮内反動判定 エウクス線所見									

赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分	赤沈 速度 時間 分

健康診断個人記載注意事項（別表）

- 一 用紙ノ大キサハ成ルベク日本標準規格B列5號トスルコト
 - 二 身長欄乃至腕力欄、ツベルクリン皮内反應欄、赤沈速度欄及喀痰中結核菌欄ニハ各々施行標準第二號ノ一乃至九ニ依リ検査シタル結果ヲ記入スルコト
 - 三 其ノ他ノ検査欄ニハ工場法施行規則第八條ノ三第一項、第三項及第四項以外ノ項目ニ付テ検査ヲ行ヒタル場合其ノ項目ト検査結果トヲ記入スルコト
 - 四 疾病異常欄ニハ診断ニ依ル病名ヲ記入スルコト
 - 五 概評欄ニハ左記標準ニ依リ可、要注意、要療養ノ別ヲ記入スルコト。左記ノ條件中二以上ノ條件ヲ具有スル場合ハ後ニ掲グル條件ニヨリ決定スルコト
- 甲、概評「可」ト判定スベキ健康状態

A、健康者

(イ) 臨床醫學的検査ニ依リ全ク疾病異常ヲ認メザルモノ

(ロ) 「エツクス」線検査ニ依リ全ク異常ヲ認メザルモノ又ハ石灰化病ノミヲ認ムルモノ

B、微症罹患者 左ノ疾病ニ罹レルモノ

(一) 輕症ノ傳染性皮膚病又ハ職業性皮膚病

(二) 疑似症及輕症ノ「トラホーム」

(三) 輕症ノ胃及腸炎

(四) 潜伏性又ハ慢性ノ花柳病

(五) 其ノ他之ニ準ズベキ疾病

(六) 作業ニ支障ナキ形態異常

乙、概評「要注意」ト判定スベキ健康状態

C、赤沈値促進者 赤血球沈降速度一時間値男子十五秒以上女子二十秒以上ノモノ

D、要注意罹患者

(イ) 「エツクス」線検査ニ依リ陳舊性病變ヲ認ムルモノ

(ロ) 左ノ疾病ニ罹レルモノ

(一) 著シク傳染ノ虞ナキ重症ノ「トラホーム」

(二) 輕症ノ職業性眼病

(三) 陳舊性肋膜炎

(四) 代償機能良好ナル心臓病

(五) 慢性ノ胃及腸炎

(六) 輕症ノ脚氣

(七) 癩症ノ職業性中毒

(八) 其ノ之ニ準ズベキ疾病

(九) 作業ニ支障アル形態異常

E、陽性轉化者、ツベルクリン反應陽性轉化發見後一年以内ノモノ

F、疑活動性結核罹患者「エツクス」線検査ニ依リ疑活動性結核病變ヲ認ムルモノ

丙、概評「要養療」ト判定スベキ健康状態

G、活動性結核罹患者 打診、聽診、「エツクス」線検査、赤血球沈降速度検査及喀痰検査等ニ依リ活動性結核ニ罹レルモノト認メラルモノ

H、要養療罹患者 精神病、急性熱性病、傳染性皮膚病、職業性皮膚病、傳染性眼病、職業性眼病、肋膜炎、心臓病、胃及胸炎、腎臟病、花柳病、其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ既ニ休業シテ養療ノ必要アルモノ

六 事業主ニ對スル申告事項ニハ工場醫其ノ他検査醫ニ於テ健康診斷ノ結果勞務者ノ健康保護上特ニ事業主ニ申告ヲ要スル事項ヲ記入スルコト

七 本人ニ對スル注意事項ニハ工場醫其ノ他検査醫ニ於テ健康診斷ノ結果勞務者ノ健康保護上特ニ本人ニ對シ注意スベキ事項ヲ記入スルコト

八 備考欄ニハ票中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スルコト

工場附屬寄宿舎規則中改正省令施行ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生次官ヨリ各地方長官宛)

本月十日厚生省令第九號ヲ以テ工場附屬寄宿舎規則中改正省令公布相成候處右改正ノ要點ハ工場法

施行規則ノ一部改正ニ伴ヒ工場ノ附屬寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對スル健康診斷ニ關スル條項ヲ改正整理セルニ有之候條之方圓滑ナル運用ニ關シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

工場危害豫防及衛生規則中改正省令施行ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生次官ヨリ各地方長官宛)

本月十日厚生省令第八號ヲ以テ工場危害豫防及衛生規則中改正省令公布相成候處右ハ健康診斷ニ關スル規定ヲ工場法施行規則中ニ移スト共ニ工場醫ノ選任アル工場ニ於ケル勞務者ノ健康診斷ハ其ノ工場醫ヲシテ行ハシムル旨ノ規定ヲ新タニ設ケタルモノニ有之候條其ノ趣旨ニ鑑ミ之ガ運用ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度

工場危害豫防及衛生規則施行標準ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生次官ヨリ各地方長官宛)

工場危害豫防及衛生規則第三十四條ノ三ノ施行標準ニ關シテハ昭和十五年十月八日厚生省發勞第六十號ヲ以テ通牒致候處今回規定ノ改正ヲ見タルニ鑑ミ前記施行標準ハ廢止シ爾今之ガ施行ニ關シテハ左記標準ニ準據セシムル様致度

- 一、常時千人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ在リテハ工場醫ヲ成ルベク専屬セシムルコト、其ノ他ノ場合ニ在リテハ囑託醫タルコトヲ妨ゲザルコト
- 二、工場醫選任ノ届出書ニハ専屬又ハ囑託ノ區別ヲ明ラカニシ且履歷書ヲ添付セシムルコト

改正工場法施行規則第八條ノ三第五項ノ運用ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生省労働局長ヨリ各地方長官宛)

改正工場法施行規則第八條ノ三第五項ノ規定ニ依リ同條第三項及第四項ノ検査ヲ免除シ得ベキモノハ左記ニヨリ御取扱相成度

記

- 一、附近ニ利用シ得ル施設ナキ爲検査ノ實施困難ト認メラルル工場ニ對シテハ原則トシテ之ヲ免除スルコト
- 二、右ニ該當スル場合ニ在リテモ工場醫ノ選任アル工場ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限り之ヲ行ハシムル様指導スルコト

工場法施行規則中改正省令ノ運用ニ關スル件

(昭和十七年二月二十四日
厚生省労働局長ヨリ各地方長官宛)

今般改正セラレタル工場法施行規則ノ施行標準ニ關シテハ本月二十四日附厚生省發勞第二十一號ヲ以テ厚生次官ヨリ別途通牒相成候處同規則第八條ノ三第六項ノ規定ニ依リ同條第一項、第三項及第四項以外ノ項目ニ付検査ヲ行フベキ業務又ハ作業ノ種類及検査項目ハ概ネ左記ニ依リ御取扱相成様致度

記

業務又ハ作業ノ種類	検査項目
(一) 鉛又ハ其ノ化合物、水銀又ハ其ノ化合物、砒化水素、二硫化炭素、ベンゼン、トルエン、安息香酸、四氯化炭素、他ノ二硫化炭素、ケルシン、生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル業務又ハ上記ノ品及放能物質ヲ取扱フ作業ニシテ中毒ノ虞アル場合	血色素量ノ測定 及血液像ノ検査
(二) 鉛又ハ其ノ化合物、水銀又ハ其ノ化合物、二硫化炭素、其ノ他ノ二硫化炭素、ケルシン、生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル業務又ハ上記ノ品ヲ取扱フ作業ニシテ中毒ノ虞アル場合	尿ノ検査
(三) 鉛又ハ其ノ化合物ノ瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル業務又ハ上記ノ品ヲ取扱フ作業ニシテ中毒ノ虞アル場合	握力ノ検査

警視廳令 工場法施行細則

大正十五年六月二十九日
 昭和三十四年第二十八號
 昭和三十三年第三十八號
 昭和三十一年第三十八號
 昭和三十年第三十八號
 昭和二十九年第三十八號
 昭和二十八年第三十八號
 昭和二十七年第三十八號
 昭和二十六年第三十八號
 昭和二十五年第三十八號
 昭和二十四年第三十八號
 昭和二十三年第三十八號
 昭和二十二年第三十八號
 昭和二十一年第三十八號
 昭和二十年第三十八號
 昭和十九年第三十八號
 昭和十八年第三十八號
 昭和十七年第三十八號
 昭和十六年第三十八號
 昭和十五年第三十八號
 昭和十四年第三十八號
 昭和十三年第三十八號
 昭和十二年第三十八號
 昭和十一年第三十八號
 昭和十年第三十八號
 昭和九年第三十八號
 昭和八年第三十八號
 昭和七年第三十八號
 昭和六年第三十八號
 昭和五年第三十八號
 昭和四年第三十八號
 昭和三年第三十八號
 昭和二年第三十八號
 昭和元年第三十八號

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ工場法、施行令ト稱スルハ工場法施行令、施行規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ謂フ

第二條 一、工業主ハ其ノ工場ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ十日以内ニ届出ツヘシ第一號、第五號、第六號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スルモノニ在リテハ第四號乃至第七號、常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノニ在リテハ第七號ノ事項ノ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、工場所在地、工場名及工業主（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者）ノ氏名

二、事業ノ種類

三、法ノ適用ヲ受クヘキ事由

四、常時使用スル男女別職工數

五、就業時間

イ、十六歳以上ノ男子ノ始業時及終業時

ロ、女子及十六歳未満ノ男子ノ始業時及終業時

ハ、職工ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムル場合ノ始業時及終業時並其ノ轉換方法

六、休日、休憩時間並其ノ配置

七、賃金計算方法及支拂日

法ノ適用ヲ受ケタル工場ニシテ之ヲ受ケザルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第三條 工業主法第四條但書ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ者又ハ女子ニ付就業時間延長ノ許可ヲ受ケ

ムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、常時使用スル男子（十六歳以上十六歳未満者）女子別職工數

二、所定ノ就業時間、休憩時間、休日

三、十六歳未満ノ者及女子ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關スル

事項

四、延長セムトスル就業時間及期間並ニ延長時間ニ對スル休憩時間

五、就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種別及其ノ作業ニ就業スル男子（十六歳未満）女子別職工

數

六、就業時間延長ヲ必要トスル事由

第四條

工業主法第七條第二項但書ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ者又ハ女子ニ對シ休憩時間ヲ一齊ニ與ヘサルコトノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、常時使用スル男子（十六歳以上、十六歳未満別）女子別職工數

二、所定ノ就業時間、休憩時間、休日

三、變更セントスル休憩時間並ニ其ノ配置

四、休憩時間ヲ一齊ニ與フルコト能ハサル事由

五、休憩時間ヲ變更スル作業ノ種別及其ノ作業ニ就業スル男子（十六歳未満）女子別職工數

第五條

工業主法第七條第三項ノ規定ニ依ル就業時間延長ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、常時使用スル男子（十六歳以上、十六歳未満別）女子別職工數

二、所定ノ就業時間、休憩時間、休日

三、變更セル休憩時間

四、延長セントスル就業時間及期間

五、就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種別及其ノ作業ニ從事スル男子（十六歳未満）女子別職工數

數

第六條

法第八條第四項ニ規定スル季節ニ依リ繁忙ナル事業トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一、製糸業ノ内生繭ヲ使用スル業務

二、繭ノ乾燥ヲ爲ス業務

三、製茶業

四、果實ノ罐詰ニ關スル事業

五、前各號ノ外天候其ノ他自然ノ關係ニ依リ原料又ハ材料處理ノ爲繁忙ナル事業

第七條

工業主法第八條第二項ノ規定ニ依ル就業時間延長若ハ休日廢止ノ許可又ハ法第八條第四項ノ規定ニ依ル就業時間延長ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、常時使用スル男子（十六歳以上、十六歳未満別）女子別職工數

二、所定ノ就業時間、休憩時間、休日

三、十六歳未満ノ男子又ハ女子ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關スル事項

四、延長セントスル就業時間又ハ廢止スヘキ休日及期間並ニ延長時間ニ對スル休憩時間

五、就業時間ノ延長若ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル作業ノ種別及其ノ作業ニ就業スル男子（十六歳未

○ 女子別職工數

六、就業時間ノ延長若ハ休日廢止ヲ必要トスル事由
工業主法第八條第三項ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ前項各號ノ事項ヲ具シ届出
ツヘシ

第八條

施行規則第四條ノ規定ニ依リ届出ツヘキ書類ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、常時使用スル男子（十六歳以上、十六歳未満別）女子別職工數
- 二、原料又ハ材料ノ名稱
- 三、就業繼續日數
- 四、所定ノ就業時間、休憩時間、休日
- 五、一日ノ延長時間
- 六、休日廢止ノ有無
- 七、十六歳以上十六歳未満ノ別並男女別就業職工數

第九條

工業主施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ第一號様式ニ依リ遲滯
ナク届出ツヘシ

第十條

工業主ハ第二號様式ニ依リ職工傷病者名簿ヲ作成シ工場毎ニ備付ケ業務ノ爲負傷シ又ハ疾
病ニ罹リ休業シタル職工ヲ醫師ニ診斷セシメタルトキハ其ノ都度之ヲ記載スヘシ職工業務ノ爲死

亡シ醫師ニ檢案セシメタルトキ亦同シ但シ施行規則第二十七條ノ規定ニ依ル工場ノ工業主ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラス

職工傷病者名簿ハ其ノ使用ヲ終リタル後三年間之ヲ保存スヘシ

第十一條

工業主施行令第七條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請ス
ヘシ

- 一、職工ノ氏名及生年月日
- 二、雇入年月日
- 三、當該職工ノ常時從事スル作業ノ種類
- 四、負傷又ハ罹病ノ原因並狀況
- 五、重大ナル過失ヲ證スヘキ事項
- 六、診斷書其ノ他醫師ノ診斷資料

第十二條

工業主施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料又ハ遺族扶助料分割支給ノ許
可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一、扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ノ氏名及生年月日
- 二、遺族扶助料ノ場合ニ在リテハ死亡セル職工ノ氏名並俸給ヲ受クヘキ者トノ續柄
- 三、扶助料ノ種類

四、支給スヘキ總金額

五、賃金日額（職工健康保險法ニ依ル被保險者ナルトキハ標準報酬ノ日額）並扶助料支給日數

六、分割回数及各回ノ金額

七、分割支給ヲ必要トスル事由

第十二條ノ二 工業主施行令第十四條ノ二ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、共済組合ノ規約及事業説明書

二、共済組合ノ歳出豫算書

三、共済組合員ノ數

四、其ノ他参考事項

第十三條 工業主ハ職工出勤簿ヲ作成シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工出勤簿ニハ定時ノ始業及終業時ヲ記載スヘシ但シ早出セシメタルトキハ其ノ始業時ヲ殘業セシメタルトキハ其ノ終業時ヲ職工毎ニ記載スヘシ

職工出勤簿ハ其ノ使用ヲ終リタル後三年間之ヲ保存スヘシ

第十四條 工業主ハ工場毎ニ賃金計算簿ヲ備ヘ職工毎ニ各支拂期ノ賃金總額ヲ記載スヘシ
賃金計算簿ニハ出勤日數、定時間作業ニ對スル割増賃金、請負單價、出來高數量其ノ他賃金計算

ノ基礎トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

賃金計算簿ハ其ノ使用ヲ終リタル後三年間之ヲ保存スヘシ

第十四條ノ二 賃金統制ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ賃金臺帳ヲ以テ前條ニ定ムル賃金計算簿ニ代フルコトヲ得

第十五條 工場主施行令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、職工ニ貯蓄ヲ爲サシムル爲賃金ヨリ控除スル場合ニ在リテハ其ノ金額又ハ賃金トノ割合

二、職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサル場合ニ在リテハ其ノ事由及金額

第十六條 工業主施行令第二十五條ノ規定ニ依リ職工ノ貯蓄金管理ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、貯蓄金管理ノ方法

二、利率

三、拂戻方法

工業主ハ職工ノ貯蓄金ニ關スル事項ノ要領ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

第十七條 工業主ハ其ノ管理スル職工ノ貯蓄金ニ付毎年二回以上其ノ現在高ヲ當該職工ニ知ラシムヘシ